

第4回 新型コロナウイルスワクチン接種にかかる事故
の実態と町幹部の関与についての調査特別委員会会議録

招集年月日 令和3年 1月31日 (月曜日)

招集の場所 高取町議会議場

開閉会日時及び宣言

開会 令和4年 1月31日 午前10時00分

閉会 令和4年 1月13日 午後 2時03分

出席議員 (7名)

6	番	委員長	新	澤	良	文	君
1	番	副委員長	森	川	彰	久	君
3	番		谷	本	吉	巳	君
4	番		松	本	圭	司	君
5	番		野	口	勝	也	君
7	番		森	下		明	君
8	番		新	澤	明	美	君

欠席議員 (1名)

2	番		西	川	侑	壱	君
---	---	--	---	---	---	---	---

職務のため出席した者

	議	会	事	務	局	新	田	靖	幸	君
--	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

証人として出席した者の職・氏名

	町		長	中	川	裕	介	君
--	---	--	---	---	---	---	---	---

午前10時00分 開会

○委員長（新澤良文君） ただいまより、第4回新型コロナウイルスワクチン接種にかかる事故の実態と町幹部の関与についての調査特別委員会を開催いたします。

本日の出席委員は8名中7名でございます。

なお、西川委員に至りましては、発熱のため欠席ということでございます。

本日は中川裕介町長に出席要求いたしましたので、御報告いたします。

それでは、証言を求める前に、証人の中川町長に申し上げます。

新澤委員。

○8番（新澤明美君） 議長、お時間を頂きましてありがとうございます。

町長の証言をいただく前に一言申し上げたいと思ひまして、ここへ立たせていただきました。

弁護士の委任契約についてであります、令和3年。

○委員長（新澤良文君） その件については、後ほど全員協議会で協議させていただきますので、今から百条委員会ですんで、新澤委員におきましては自分の席にお戻りください。

○8番（新澤明美君） 議会の協議抜きでこのことが契約されているということについては、本当に承諾できないということでここに立たせていただいております。

○委員長（新澤良文君） 十分協議させていただきましたので、その件につきましても、森下委員長のほうから全員協議会で協議しようということでございましたので、後ほど協議させていただきますので退席ください。

○委員長（新澤良文君） 詳細については、その場で言わせていただきますが、このような強権的な委員長のやり方には承知できません。この場で言わせていただきます。以上です。

○委員長（新澤良文君） それでは、証言を求める前に、証人の中川町長に申し上げます。証人の尋問につきましては、地方自治法第100条の規定があり、これに基づき民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されることになっております。

これにより、証人は原則として証言を拒むことはできませんが、次に申し上げる場合には、これを拒むことができることとなっております。すなわち、証言が、証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者の刑事上の訴追または処罰を招くおそれのある事項に関するとき、及び医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、外国法事務弁護士を含む弁護士、弁理士、弁護人、公証人、

宗教、祈祷もしくは祭祀の職にある者、もしくはこれらの職にあった者が、その職務上、知った事実であって黙秘すべきものについての尋問を受けるとき、及び技術または職業の秘密に関する事項について尋問を受けるとき。以上の場合には証人は証言を拒むことができます。

また、公務員または公務員であった者が、職務上の秘密に属する事項について尋問を受けるとき、その監督官庁の承認を得る前は、証人は証言を拒むことができます。

これらに該当するときは、その旨、お申出を願います。それ以外には証言を拒むことはできません。もし、これらの正当な理由がなく証言を拒んだときは、6か月以下の禁錮または10万円以下の罰金に処せられることになっております。

さらに、証人に証言を求める場合には、宣誓をさせなければならないことになっております。この宣誓につきましても、次の場合はこれを拒むことができることとなっております。すなわち、証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者に著しい利害関係がある事項につき、尋問を受けるときには、宣誓を拒むことができます。それ以外には拒むことはできません。

なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときは、3か月以上5年以下の禁錮に処せられることになっております。

以上のことを御承知おき願います。

法律の定めるところによりまして、証人の皆さん、それぞれに宣誓を求めます。

宣誓の後、証言を求めることになっておりますが、証言は証言を求められた範囲を超えないこと。また、発言の際には、その都度、委員長の許可を得て、発言いただきますようお願い申し上げます。

また、証人は委員に対しては反論や質問することはできないこととなっておりますので、御了承をお願いいたします。ただし、尋問内容が不明確であり、それを明確にするための発言は認められております。

この際、委員各位に申し上げます。

本日は、重要な問題について、証人から証言を求めるものでありますので、不規則発言等、議事の進行を妨げる言動のないよう御協力をお願いいたします。

委員の発言につきましても、証人の人権に十分留意されますよう、併せてお願い申し上げます。また、証人への尋問は正当な理由がある場合を除き、次に述べる質問は制限をいたします。

証人を侮辱し、または困惑させる質問。誘導尋問。既にした質問と重複する質問。争点に関係のない質問。意見の陳述を求める質問。証人が直接経験しなかった事実についての陳述を求める質問。以上、御留意の上、御発言ください。

それでは、ただいまより尋問に入ります。

それでは、これより証人から証言を求めたいと思います。

中川町長、御登壇願います。

宣誓書の朗読をお願いし、次に、宣誓書に署名、捺印をお願いいたします。

○証人（中川裕介君） 宣誓書。「私は良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また何事も付け加えないことを誓います。令和4年1月31日。中川裕介。」

○委員長（新澤良文君） それでは、証人にお尋ねいたします。

1、令和3年7月11日に注射器が1本余った事案についてお尋ねいたします。

1、令和3年9月21日の会議録14ページによれば、中川町長は7月11日の午後4時半から5時頃に開催された会議で、二度打ちとかそういうミスがなかったのか確認してくれと言ったところ、ないという返答だった。それで最終的に様子を見ましようということになったという趣旨の証言をしていますが、その質問は会議に出席していた職員のうち誰に対して質問をされたのですか。

中川証人。

○証人（中川裕介君） 7月11日の案件でございます。もう既に3回、私に対して尋問をしていただいておりますが、そのときの詳細につきまして、私は記憶が曖昧でございます。あまり覚えてなかったということで、様子を見ましようということで最終的に決まったと。その議論の内容につきましては、詳細について、あまり記憶が曖昧でございます。覚えてませんので分かりません。

今の御質問につきましては、どなたから、どういう形でおっしゃったかというのは、私としては把握できておりません。そのとおりでございます。

○委員長（新澤良文君） 覚えてないという回答ですが、7月11日付、松本聖子保健師起案の伺い書によれば、この会議への出席者は、町長、副町長、参事、総務課長、福祉課長、総合政策課長、総合政策課長補佐、松本保健師の合計8名となっております。この中の誰に対する質問か思い出せませんか。

○証人（中川裕介君） 申し訳ございません。既に3回、御答弁させていただいてるとおりでございます。思い出すことは今のところできません。

○委員長（新澤良文君） それでは、ワクチン接種の現場を監督する管理職は誰かといえば福祉課長の榊井さんとなりますが、榊井さんではございませんか。

○証人（中川裕介君） すみません、そこら辺の記憶もございません。

○委員長（新澤良文君） では、質問を変えますが、二度打ちのミスがないことを確認したので様子を見るという対処を決定されたんですね。

中川証人。

○証人（中川裕介君） 最終的にいろいろな議論があったということは、中身の詳細については、先ほどの前3回の答弁をさせていただいているとおりでございます。詳細は覚えておりませんが、最終的に様子を見ましょうということになったと思っております。

○委員長（新澤良文君） それでは、町長の発言から推測しますと、要は、誰に質問したか分からない、誰から回答を得たかも分からない、でも二度打ちはなかったということを確認されたというか、確認されてということによろしゅうございますか。

中川証人。

○証人（中川裕介君） そのときにいろいろな御意見があったと思います。ただ、詳細については忘れております。そういう意味で、御議論の中で最終的にそういう形になったと思っております。

○委員長（新澤良文君） 9月21日の議事録によりますと、二度打ちとかそういうミスがなかったのか確認してくれと申し上げたと思います。それで、ないということです。それで20分か30分間ぐらい議論されたのかと思います。最終的に様子を見ましょうとなったのかと思いますという発言をされておりますが、それによろしゅうございますか。

中川証人。

○証人（中川裕介君） そのときに証言させていただいているとおりで。それは記憶にございます。

まず、二度打ちというのは非常に恥ずかしい事故でございますけども、重要な案件でございますので、その確認はさせていただいたと。最終的にいろんな御意見があったと思うんですが、その詳細は、先ほど言いましたように記憶が曖昧で覚えておりません。最終的に、皆さん、様子を見ましょうということになったと思っております。そういうことで証言をさせていただいていると思います。

○委員長（新澤良文君） 7月11日付、松本聖子保健師起案の伺い書によれば、その会議の席上、松本保健師が注射器が余った原因として、未接種だけでなく同じ注射器での重複接種の可能性があり、その場合は感染症が発生する可能性や十分な免疫が獲得されてない可能性があるため、住民の健康を守るための対応を求めたいと

いう発言をされておりますが、この発言があったことは覚えておられますか。

中川証人。

○証人（中川裕介君） 申し訳ないです。覚えておりません。

ただ、証言で御証言されていることにつきましては、そういう御発言があったということで、その証言のときに認識させていただいております。

○委員長（新澤良文君） 覚えていないということではよろしゅうございますか。

○証人（中川裕介君） はい、そうでございます。

○委員長（新澤良文君） この松本保健師の起案は、会議が行われた7月11日に作成されていますので、松本保健師の記憶に間違いのないと思われませんが、松本保健師からのこのような発言がなされた可能性があることは否定されませんか。

中川証人。

○証人（中川裕介君） 本来、私、覚えておりませんので、ただ百条委員会ということで証言されていますので、それを尊重させていただきたいと思います。

○委員長（新澤良文君） それでは、この伺い書というのは町長、お目にされましたか。

中川証人。

○証人（中川裕介君） その当時、私のほうには上がってきてなかったと思います。いずれにしても、こういう形で百条議会で証言をされたり、いろいろ証拠書類として提出されておりますので、それにつきましては、今では十分認識させていただいております。

○委員長（新澤良文君） では次に、令和3年7月21日の再冷凍ワクチンの接種についてお伺いします。

7月18日の日曜日の午後6時頃から、町長、副町長以下関係職員が集まって、再冷凍ワクチンの扱いについてを会議しましたね。これはどうですか。

中川証人。

○証人（中川裕介君） 7月21日の実際に接種が終わってからのについては、どっちにしてもリベルテホールで初めての多分接種をさせていただいたということがございますので、反省会等、その中でそういう再冷凍につきましての議論もあったかどうか、そこも申し訳ないんですけども、前3回の尋問で答弁させていただいたとおりで、詳細につきましては、ほとんどあまり記憶がないということがございます。申し訳ございません。

○委員長（新澤良文君） 町長、ちょっと後ろを向いてもらえますか。

この部分に植山保健センター所長の伺い書の5枚目がございますけども、ここにこういう形で会議があったということがございます。よろしゅうございますか。

○証人（中川裕介君） 反省会はしてますんで、それは認識しております。

○委員長（新澤良文君） それでは、この会議があったということは覚えているということでもよろしゅうございますか。

○証人（中川裕介君） はい、そうでございます。

○委員長（新澤良文君） 令和3年7月20日付、植山みか子保健センター所長起案の伺い書によれば、この際、町長はリスクのあるワクチンは廃棄すればよい。現在接種会場にあるワクチンの安全性を確認し、今後はマニュアルを厳守するように発言されておりますが、間違いございませんか。

中川証人。

○証人（中川裕介君） そういう発言をしてたんでしょう。というのは、私、先ほど言いましたように、内容についてはほとんど覚えてません。曖昧で申し訳ないんですけども、百条議会でそれぞれの証人が発言しておりますので、そういうことを申し上げたと思います。

○委員長（新澤良文君） それでは、副町長は、令和3年10月19日の会議録49ページでございますが、7月19日に松本保健師から報告を受けた事項を口頭で町長に伝えた。令和3年7月20日付、松本聖子保健師起案の伺い書も自分のところに回ってきたので、起案文書を持参して町長に再度こういう報告がありますと確認を取ったが、やはりプロジェクトチームの意見を採用するとの決定だったと証言しております。この証言内容に間違いございませんか。

中川証人。

○証人（中川裕介君） 副町長がこの百条議会で証言しておりますので、そのとおりでやと思います。私は、申し訳ないですけども記憶が曖昧でございます。

○委員長（新澤良文君） これもちよっと議事録を示しとこうか。町長、ちよっと後ろを向いてもらえますか。この部分で、副町長は証言されております。ここに議事録がある。よろしゅうございますね。

町長は、令和3年10月11日の会議録79ページでございますが、再冷凍ワクチンに該当するか否かについては、プロジェクトチームリーダーの石尾氏の見解を採用し、松本聖子保健師の見解を退けたことについて、そのときの判断が誤っていたと申し上げるしかございません、申し訳ございませんと証言しています。この認識に変わりはありませんね。

中川証人。

○証人（中川裕介君） 再冷凍につきましては、その判断した段階でございますけども、私にはそこまでの知識はなかったと、既に証言でもさせていただいているとおりでございます。それで、こういう形で百条議会を開いていただいております、その中で再冷凍ワクチンはどういうものかということをお勉強させていただきまして、当然、そういうことを踏まえまして、7月21日にリベルテホールで接種したワクチンにつきましては、申し上げていますように再冷凍ワクチンに該当すると思えます。そういう意味で、7月の段階では自分自身の知識はございませんでしたし、そこまでまだまだ勉強できていなかったんであれなんですけども、委員会、議会を開いていただきまして、そういう形でいろいろ勉強させていただきまして、再冷凍ワクチンに間違いはないということで、そういうことを踏まえまして医療従事者、松本保健師さんの意見を採用しなかったことには、誠に申し訳ないと、明らかに誤りですという意味で、その段階での証言をさせていただいております。以上でございます。

○委員長（新澤良文君） それでは、プロジェクトチームリーダーの石尾氏の見解を採用し、松本聖子保健師の見解を退けた根拠は何ですか。

中川証人。

○証人（中川裕介君） すみません。それについては、その段階で自分自身に知識がなかったということ、それと、そのときの東副町長の証言も含めまして記憶にございませんので、根拠というのは、お叱りを受けるか分かりませんが、今の段階では思い出すことはできません。以上でございます。

○委員長（新澤良文君） 今の段階で思い出す、思い出さないじゃなしに、町長、このときに双方違う結果が出ております。このワクチンは再冷凍に当たるという保健センターからの証言、一方で、プロジェクトチームのほうは再冷凍に当たりませんという証言、全く異なる証言というか、結果が町長の下に寄せられた中で、町長はプロジェクトチームのほうを採用されております。何の根拠もなしにプロジェクトチームのワクチンの証言のほうを採用して、このワクチンを町民に、健康被害のおそれもあるようなワクチンを町民に接種するに至ったということでございますので、何か根拠がなければ、この双方全く異なる結果を受けて町長は判断されたということは、どう考えても考えにくいんですが、どういったことでこのプロジェクトチームのほうを採用されたのか、その辺をお聞かせください。

中川証人。

○証人（中川裕介君） 先ほど申しましたように、その段階、7月18日、19日のときの記憶といいますか、あまり詳しく覚えてないんで、今となっては申し訳ないんですけども、そう言わざるを得んと。なぜそうなったんかという御質問でございますけども、今の現段階では、既に再冷凍ワクチンということでもう明らかだと思います。皆さんの御証言をいただいている、私がそういうことで、多分ちゃうんですけども、石尾証人なりが証言されていると思うんですけど、ファイザーにも確認しましたと。その当時、ドクターにも確認して大丈夫ですということだったんか、それまでに特にファイザーに確認して大丈夫ですということでお聞かせのことを聞いてたんかなとは思いますが。もう記憶が曖昧で申し訳ないです。以上でございます。

○委員長（新澤良文君） 私が聞いているのは、町長の判断を聞いているわけで、保健センターも同じように、ファイザーあるいは厚生労働省、県のほうに問い合わせ、町長に、これは再冷凍に当たります、廃棄してください、これは町民に接種できないワクチンですという結果を上げております。

一方でプロジェクトチームのほうは、大丈夫です、上げております、この二つの異なる結果を、異なる報告の中で、どうしてこのプロジェクトチームのほうを選んだのかと、その選んだ根拠をお聞きしております。選ぶからには理由があったんでしょう。だから、どうしてこのプロジェクトチーム、これはお互いに双方、そう変わりもないような報告であれば、私ここまでしつこく聞きません。全く違う、異なる報告でございます。その中でも、もしかすれば町民に健康被害が及ぶ可能性のある再冷凍ワクチンということでございます。だから、町長の判断でこのワクチンを21日の日に町民に接種するということを決められた、その根拠をお尋ねしております。

中川証人。

○証人（中川裕介君） 申し訳ないです。その根拠、その時点でのどういう判断でこうしたかというのは、申し訳ないですけども、今では分かりますけども、そのときはどういうことで申し上げたかというのは、申し訳ないですが記憶がございません。

○委員長（新澤良文君） 記憶にございませんとか、今の判断は僕は聞いてないんです。だから、何らかの根拠があるから、この石尾プロジェクトチームのほうの報告を採用したということでございます。だから、全く異なる、使ってください、使わないでください、これは使ったら危険ですよという保健センターの報告、大丈夫ですというプロジェクトチームの報告、全く異なる報告。これが町民の健康被害、あるいはこのワクチンの接種というような事案でなければ、このようなことでしつこ

く聞きませんが、大変重要なことですので。ここの町長の御判断が大変重要でございます。だからしつこく食い下がるんですけども、この日、何を基準で石尾プロジェクトチームのほうの報告を採用したのか、この件については答えていただかないと進みません。だから、人間性であるのか、あるいは誰かの進言であるのか、何などあると思うんです。だから、どういうことでこのプロジェクトチームのほうを採用したのかということをお答えいただかないと、記憶にございませんでは前に進みません。何らかの判断があったから片方を選んだわけでしょう。だからお答えください。

○証人（中川裕介君） 申し訳ないですが、そのときのどういうことでそういう判断になったかというのは、本当に申し訳ないですけども、思い出すこともできません。申し訳ないです。

○委員長（新澤良文君） 整理しますと、じゃあ町長はこのとき、プロジェクトチームのワクチン接種しても大丈夫やという報告と、保健センターがこれは健康被害のおそれがある、再冷凍ワクチンに当たります、破棄してください、町民には絶対に打たないでくださいという双方異なる報告の中で、大丈夫だと、プロジェクトチームのほうのほうを採用したという理由、あるいは根拠というのは、全く思い出せないということで、そのときの判断基準においても、町長は今の段階においても分からないということによろしゅうございますか。

中川証人。

○証人（中川裕介君） だから先ほど申し上げてますように、思い出すことができません、申し訳ないんですけども。現在では、そのワクチンはもう明らかに再冷凍に当たるということ。当然、マニュアルどおりにやっておきませんので、そういう判断になったと思いますが、そこまでその当時、自分自身の再冷凍に対するワクチンの知識がございました。

○委員長（新澤良文君） 町長の返答を伺っても、全く判断の根拠が何だったのか伝わってきません。

令和3年10月11日の会議録77ページ、79ページから80ページによれば、町長は7月21日に使用したワクチンが再冷凍に当たるという認識を抱くに至ったのは、御自身でいろいろ勉強した後である。10月9日、土曜日だと述べています。ならば、7月19日や20日の時点では、特に判断の根拠はなかったと理解してもよろしいですね。

中川証人。

○証人（中川裕介君） 再冷凍についての詳細な知識は、そこまで持ち合わせておりません。それはもう既に証言をさせていただいているとおりでございます。その7月19日に判断した根拠というのは、その時点ではどういうことでそうしたのかということは覚えておりません。申し訳ないですけども、御証言させていただいているとおりでございます。

○委員長（新澤良文君） 私の質問に、はいかいいえでお答えください。

特に判断の根拠もなかったと理解してもよろしいですね。

中川証人。

○証人（中川裕介君） それは、その段階での判断といいますか、何でそうしたかというのは自分自身もそれを覚えておりませんので、はい、いいえではございません。その段階で全く覚えてないということでございます。それが自分自身の証言でございます。

○委員長（新澤良文君） もう一度言いますよ。再度同じ質問をします。

町長の返答を伺っても、全く判断の根拠は何だったのか伝わってきません。令和3年10月11日の会議録77ページ、79ページから80ページによれば、これお示ししましょか、町長、大丈夫ですか。

今、議事録をお示しいたしました。町長は、7月21日に使用したワクチンが再冷凍に当たるという認識を抱くに至ったのは、御自身でいろいろ勉強した後である10月9日、土曜日だと述べております。これは議事録に残っております。ならば、7月19日や20日の時点では、特に判断の根拠はなかったと理解してよろしいですか。はいかいいえでお答えください。

○証人（中川裕介君） 申し訳ございません。再度お答えさせていただきます。

先ほど言いましたように、19日、委員長の今の御質問でございますけども、そのこと自体、いろいろ打合せもされた、またいろいろ打合せをされているその内容についてほとんど覚えておりません。申し訳ないですけども、それが事実でございます。その中で、どういうことではいかいいえと、今の御質問ですけども、私はそれ自体覚えてませんので、根拠ということ、何かあったんでしょうけども、今の段階では、記憶が曖昧で申し訳ないんですが、そういう形でございます。以上でございます。

○委員長（新澤良文君） 町長ね、これ本当に町民の生命、健康に被害が及ぼすかも分からない、大切な大切な大事な大事なことでございます。それを覚えてないとか、記憶にございませんとか、もうそういう答弁はやめときましようよ。だから、僕は

その議事録にのっとった上で、これ質問させていただいております。

もう一度言います。町長は、10月9日まで7月19日のこのワクチンの事案については、勉強したこの10月9日、土曜日まで分からなかったと、御自身では述べられております。10月11日の会議録の中で77ページ、79ページ、80ページに残っております。だから、御自身でいろいろ勉強した後である10月9日まで分かっていなかった、こういう認識はなかったということでございますので、この7月19日、20日の時点では、特に判断の根拠はなかったと理解されると思うんですけども、そうじゃないんですか。

中川証人。

○証人（中川裕介君） 自分自身にはそういう再冷凍ワクチンでの知識、そこまでその段階では勉強しておりません。ただ、その打合せの中で、それぞれの意見が出てくると思います。私はちょっと覚えてないんですけど、それでその段階でプロジェクトチームの御意見を、今、委員長おっしゃってますけども採用したのかなど。ただ、その根拠につきまして、また先ほど言いましたように、打合せの内容につきましても覚えておりませんので、申し訳ないですけども、それが私の答えでございます。以上でございます。

○委員長（新澤良文君） だから、同じ質問を何度もするのは恐縮なんですけども、7月21日のこの再冷凍ワクチン接種については、プロジェクトチームあるいは保健センター双方から全く異なる報告が上がってきております。もう一度申し上げますよ。一方は大丈夫だと。同じファイザー、県等々に問い合わせた結果、大丈夫だとプロジェクトチームは言っております。それでもう一方のほうは、再冷凍ワクチンに当たる、これは接種しないでください、町民の健康被害に悪影響を及ぼす可能性があります、廃棄してくださいというように言っております。

後の検証の中で、百条調査の中で、プロジェクトチームのほう質問内容に、誠に簡単といいますか、真実と違う質問内容をしたから、ファイザー社は使ってもいい、再冷凍に当たらないというワクチンだということで、そういう回答をしたということで、私もファイザー社に行ってきた中でもこれが分かってきたわけなんですけども、当初、7月21日に接種する段階においては、町長は根拠はなしに、どちらかといいますとプロジェクトチームのほうの報告を採用したと判断されるんですけども、それはどうなんですか。

中川証人。

○証人（中川裕介君） 先ほどから申し上げているとおりでございます。打合せ内容

の詳細、中身について覚えておりません。そのときに自分自身がどういう根拠で判断をしたかということ自体、お叱りを受けるか分かりませんが認識はございません。今覚えておりませんので、それが私の答えでございます。以上でございます。

- 委員長（新澤良文君） 後のいろんなこと、係争問題とかそんなことを考えずに、高取町のトップであります町長であります。だから、僕は正直に答えてほしいんですけどもね。逆に言うと、根拠がなしに全く違う報告のほうを採用したという、その点については覚えてないというような答えで、町民が納得すると思えないですよ。簡単に申し上げますと、このワクチン接種、一方は危険なワクチンやと言ってる。一方は大丈夫やと言うてますけども、危険なワクチンやということを現場サイドから上がっているにもかかわらず、町長は、これは危険なワクチンだということに耳を傾けずに、町民に接種するという最終判断をされているわけなんです。だから、その辺のところを、根拠がなかったとか、あるいは覚えておりませんだとか、いろんな弁護士の先生とも相談されてるのかもしれないけども、そんなことじゃなしに、僕はどうしてプロジェクトチームのほうを採用したのか。例えば、プロジェクトチームのほうはワクチン接種の現場の責任者だからという答弁でもいただけるのであれば、まだしも、覚えておりません、覚えておりませんでは、これ町民納得しませんよ。それでも覚えておりませんで、そういう答弁をされるんですか。

- 証人（中川裕介君） 私は百条議会、自分の先ほども宣誓させていただいたとおりでございます。知ってること、覚えていることはしっかり申し上げていますし、また覚えてないことは覚えてませんとお答えをさせていただいておりますので、以上でございます。

今の案件につきましても、そういうお答え、今までずっとしておりますし、それが本来、真実、私自身の答弁でございますので、お答えをさせていただいております。以上でございます。

- 委員長（新澤良文君） じゃあ、1回目のワクチンのシリンジが余ったという事案についても、この再冷凍のワクチン接種についても、高取町のワクチン接種事業、これは町民の命を守る大切な大切な事業でございます。この大事な事業においても、町長はこのときの判断であるとか、このときの経緯であるとか、このときの報告等々も含めまして、記憶にございません、覚えてません等々の答弁が多いんですけども、あまりこのワクチン接種については、町長の中でそんなに重要視されていないんですか。

中川証人。

○証人（中川裕介君） 先ほど私、一昨年になりますけど就任させていただいて、新型コロナウイルス対策については最重要課題、特にそれと4月からワクチンを接種するという事で決まっております、その段階でもう既に保健師さんのほうでは一昨年の末から準備に取りかかっていたいただいておりますし、ワクチン接種は喫緊の最優先課題ということで申し上げております。そういう意味で、4月23日に65歳以上の方の受付をさせていただいて、それでいろいろトラブルもございまして、実際に5月から接種をさせていただいております。当然、できる限り私はそこの会場に足を運ばせていただいて、円滑に接種いただいているのかということを確認しておりますので、ワクチン接種全般につきましては最優先課題で取り組ませていただいております。とにかくその段階で、少しでもお待ちになっている町民の皆さんに早く、また多くの方にワクチンを接種していただきたいという気持ちで毎週水曜日、また日曜日、進めさせていただいておりますので、まずそれらを。

○委員長（新澤良文君） 町長、そんなことは聞いてないんですよ。

町長が、ワクチン接種事業について、この報告あるいは決断、あるいは判断等々で、そのときに、記憶にございません、根拠、記憶にございません、記憶にございません、覚えておりませんという答弁を繰り返しておられますから、このワクチン接種事業においてもっときちんとした、重要視しているような案件であるなら、もっと責任のあるような対応といたしますか、発言をできると思うんですけども、あやふやな記憶の中でこのワクチン接種事業を進められていたということになるんですよ。違うんですか、町長。

中川証人。

○証人（中川裕介君） 先ほど言いましたように、5月から毎週水曜日、日曜日、そういう形で接種をさせていただいております。御指摘のある7月21日の分につきまして、その週2回の接種になります。そういう意味で、少しでも早く、少しでも多くの方にといい気持ちでずっとやってきております。そういう意味で日々、目の前のといたしますか、ワクチン接種について対応してたということでございます。そういう意味で、私もそこまで覚えていること、覚えてないこと、それはもう先ほどから申し上げているとおりでございます。以上でございます。

○委員長（新澤良文君） 町長、このワクチン接種事業についてお尋ねしますね。

ワクチン接種事業というのは、町民にワクチンを接種するのが目的じゃないんです。これは御存じですよ。町民にワクチンを接種していただくというのは、新型コロナウイルス感染から町民を守るため、このワクチン接種というのは一つの手段、

一つの道具であって、ワクチンを接種することが目的じゃないんです。だから、このワクチン接種事業においては、本来はきちんと管理した上で、一日でも早くということをおっしゃいましたけども、それもそうなんですけど、きちんと管理した上で、きちんとしたワクチンかどうかと、安全なワクチンかどうかということを確認した上で町民に接種するという、これは大事なことでありますし、例えば、よその自治体においても、再冷凍ワクチンということが発覚したところは、自治体においては破棄されております。例えば、シリンジが余ってきた事案ということにおきましては、よその自治体においてはその日のうちにあるいは速やかに、感染症検査あるいは抗体検査等々をされております。

だから、今、町長答弁の中で、私はこのワクチン事業は大事やと思ってますという答弁をなさるのは分かるんですけども、ワクチンを打つことが目的じゃないんです。ワクチンというのは一つの手段であって、新型コロナウイルスから町民を守るという、これが一番の目的であって、だからワクチンを早く町民に打っていただけてますということじゃなしに、安全なワクチンを打っていただけてます、希望する方に打っていただけておりますということをおっしゃらないと、そういう認識だからこういう事故、あるいは根拠のない判断で決定をされたりだとか、こういうことになってきたんじゃないですか。どう思われますか。

中川証人。

○証人（中川裕介君） 委員長おっしゃるとおりで、当然、新型コロナウイルス対策としての一つの手段がワクチンでございます。当然、安全なワクチン管理につきまして、先程、私としてはそういうところ、うちでは医療従事者の方がきっちりとそれなりに知識をお持ちやというつもりでございました。私はワクチン接種のトップとして円滑にさせていただくと、そういうことで先ほど申し上げたとおりでございます。そのワクチンについての知識が、今もでございますか分かりませんが、去年の4月、5月の段階でそこまで持ち合わせておりません。そういうことで、安全というのは当然当たり前のことでございますので、そういう認識をさせていただいたと。その段階では、そこまでワクチンの知識、自分自身にそういう知識、移送にしましてもそういうようなこと、当然そういう知識がございませんでした。ただ、ワクチン事業は、高取町につきまして喫緊の最優先課題ということで取り組ませていただけておりました。以上でございます。

○委員長（新澤良文君） まず、以上の経緯からすれば、令和3年7月21日の再冷凍ワクチン264本をリベルテホールで接種に使用したことは、町長の判断に基づ

くものであり、それについては判断ミスであったことを町長自らがお認めになっていると思います。この判断ミスにより、町長個人は264人に対する抗体検査費用相当額の損害を高取町に与えたことによる損害賠償責任を負うと考えられます。町長はこの損害賠償責任を果たすおつもりはございますか。

○証人（中川裕介君） いずれにしましても、今、国費で、その接種検査経費について国のほうにも要望しております。当然、皆さんには非常に御迷惑をかけたということで認識をして、できる限り皆さんにしっかり検査を受けていただきたいということで、今、かなりの部分がもう終わっておりますが、まだ全部終わっておらないと私も認識しておりますのでということです。それについては、高取町の業務としてやっておりますので、今の段階ではお答えしかねております。以上でございます。

○委員長（新澤良文君） もう一回いきますよ。

この判断ミスにより、町長の判断ミスで、先ほども申しましたけども、シリンジが余っていた案件、そして再冷凍の案件、これ現場が失敗した案件を町長が管理責任という形で追及されている問題ではないんです。この二つの案件においては、7月11日の案件におきましては、町長は進言されているにもかかわらず、それを一度私がした判断だからということではねつけて、3か月以上町民に健康被害等々はあるかも分からないのに、これを隠蔽したという町長御自身の判断に当然おいた責任でございますし、この7月21日のほうでもそうですよ。プロジェクトチームと保健センターの双方異なる報告があった中で、プロジェクトチームのほうを採用したということにおいても、これ現場のミスではないんです。どちらも町長御自身の判断ミスというか、責任を問うてるこの百条調査でございます。

だから、そこら辺のことは、今、高取町の事業だから高取町としてということをおっしゃいましたけども、これは町長御自身が判断されて、町長の判断ミスにより起こった事案でございます。だから問うてるんです。高取町に、町長の判断ミスによって264人に対する抗体検査費用相当額の損害を高取町に与えたことによる損害賠償責任を負うと考えられますが、町長はその損害賠償責任を果たすおつもりはありますか。

中川証人。

○証人（中川裕介君） 高取町の町長として私、ワクチン接種、そういう形で今、委員長のほうから御質問がございました。当然、高取町の町長として、個人としてさせていただいている議案でございます。今の御質問について、申し訳ないですけどもお答えは、急におっしゃっておるので今の段階ではお答えはできないということ

で、また検討してまいりたいと思います。以上でございます。

○委員長（新澤良文君） 今の段階でお答えいただけないということなんですけども、いつの段階であったらお答えいただけるんですか。

○証人（中川裕介君） また、それは、今、急にそういうお話でございますんで、ちょっとお答えは差し控えさせていただきたいと思っております。以上でございます。

○委員長（新澤良文君） だから端的に申し上げますと、町長はこの損害賠償責任を果たすおつもりはあるかないかということを知っているんです。ないんやったらないでもいいです。あるんやったらあるでいいですし、端的にお答えください。

中川証人。

○証人（中川裕介君） すみません。今の段階で、そこも含めましてお答えは差し控えさせていただきたいと思います。以上でございます。

○委員長（新澤良文君） 確認します。あるかないかは答えられないということですね。

○証人（中川裕介君） 今の段階では、お答えは差し控えさせていただきたいと思えます。

○委員長（新澤良文君） 差し控えるということは、何も言わないと。いつかは言ってくれるというか、誰かに相談するということですか。

中川証人。

○証人（中川裕介君） 当然、自分のとこのこれ、高取町の事業をやっておりますんで、職員さんとも十分協議させていただきたいということでございます。以上でございます。

○委員長（新澤良文君） 職員さんと言いますが、これ最終判断は町長の判断の判断ミスなんです、この2件については。だからお尋ねしてるんですけども、御自身の判断ミスによることを、職員の人に何を聞くんですか。

中川証人。

○証人（中川裕介君） 判断ミス、どっちにしても全てワクチン接種の事業について、そういう形で進めておりますんで、いろんなとこ、専門家ともまた協議もせんなんしと思っております。今の段階では、今はそういう形でございます。

○委員長（新澤良文君） それでは、ここで5分間休憩させていただきます。

午前10時57分 休憩

午前11時02分 再開

○委員長（新澤良文君） 再開いたします。

それでは、次に中川証人にお尋ねいたします。

以前、新型コロナウイルス感染症対策本部会議の中で、中川証人は今回のワクチン接種の不祥事と申しますか、この事案について、森下議員に相談したという発言をされましたけども、この件についてはどうですか。

○証人（中川裕介君） 委員長、すみません。それいつ頃のことになりますか。すみません、詳細を。いつの、何ていいますか。

○委員長（新澤良文君） その議事録。

じゃあ逆に聞きます。このワクチン接種不祥事について、ほかの議員、森下議員も含めましてですけども、誰か相談はされましたか。

中川証人。

○証人（中川裕介君） 相談と申しますか、報告とかこういうことかということ、当然、議会のほうでしていただいていますんで、そこはちょっと、それしっかり、あまり記憶がないんですすみません、申し訳ないですけど。

○委員長（新澤良文君） 感染症対策本部会議の中で、町長はそう答えておられるんです。私が聞いたんですけどもね、ほかの議員に相談したん違うんですかと。森下議員にはささせていただきましたと。これが週刊新潮の発売前なのか、発売後なのか、今回の件が明らかになってからなのかどうかということをお聞きしたかったんですけども、記憶にないということですので、感染症対策本部会議のボイスレコーダーを取ってますんで、それで起こしてまた後日でもこの件についてはお尋ねします。

じゃあ個別にこの議会以外で、このワクチンのことについて、議員と相談あるいは話合い等々はされたことはないですか。

中川証人。

○証人（中川裕介君） 実際に進んでいる状況について、その百条議会が進められておるんで、そういうことのお話、当然、議員の先生方ですので、相談と申しますか、お話とかいうことはございます。それは事実やと思えますねんけど。

○委員長（新澤良文君） だから、議会の中でじゃなしに、例えば町長室で、あるいはそのほかでということをお尋ねしております。

○証人（中川裕介君） すみません。当然、議員の先生方、このワクチンだけじゃなくて、いろんな御用で町長室にお越しになりますんで、それはワクチンのことを一番、みんなは御関心あるんで、そういう話と申しますか、ワクチン接種の事案について話は、それだけじゃないと思うんですけども、その中の一つ。

○委員長（新澤良文君） いやいや、中川証人、僕が聞いているのは、それだけのこと

じゃなしに、このワクチン接種の事故案件について、町長室で、議会以外ですよ、ほかの議員の人と話をしたことがあるのかないのかというのを聞いているんです。

中川証人。

○証人（中川裕介君） 当然、だけじゃなくて、いろんな案件の中で、それは御意見を聞いたりすることはあると思います。それは普通やと思ってるんですけど。

○委員長（新澤良文君） あるんですか、ないんですか。

○証人（中川裕介君） それは、当然そういうことも議員の皆さんですんで、一番御関心ありますんで、そういうことになると、あるとは思いますが。

○委員長（新澤良文君） 誰ですか。

○証人（中川裕介君） それはあんまり、皆さん、いろいろ来られるんではないかと考えてます。

○委員長（新澤良文君） 全員の名前を教えてください。

○証人（中川裕介君） ちょっとそれは、多分来られた方に、当然、例えば森下議員なり、新澤議員なり、谷本議員なり、松本議員なりの議員、ほかの御用件でも来られるんで、そういうことは、それをどうやこうやというよりも。

○委員長（新澤良文君） もう一回整理して聞きますよ。

ワクチン接種のこの事故案件について、議会以外でほかの議員と話をされたことはありますかということ聞いてるんです。ほかの案件、いろんな案件というの、それはあるでしょう。僕もありますよ、町長と。この事故案件でもありますよ、僕も町長とやったことありますよ。だから、ほかの議員と話をされたことありますか。あるのであれば、その議員の名前をお答えくださいということ聞いてます。

中川証人。

○証人（中川裕介君） 基本的に、もう皆さん方と多い少ないはあるとは思いますが、お話をさせていただいていると思っております。

○委員長（新澤良文君） 誰ですか。

○証人（中川裕介君） 当然、議長が今おっしゃったように、お話もしたかなと思うし、本部会議も含めましたらそうなるかなと。あと松本議員なり、谷本議員なり、新澤議員なり、森下議員なり、野口議員なり、西川議員。

○委員長（新澤良文君） 確認しますよ。森下議員、新澤議員、野口議員、谷本議員、松本議員、今日欠席してますけど西川議員、でよろしゅうございますね。

○証人（中川裕介君） 以上でございます。

○委員長（新澤良文君） じゃあお尋ねします。

まず、森下議員とは、どういう話をされたんですか。

○証人（中川裕介君） その時点時点での実際に7月11日、これ公にといいますか、事案が発覚した段階で、発覚というそういう形で行動させてた段階で非常にお叱りも受け、その後ですわ、基本的にということを、これからしっかり検証もさせてもらうし、補正予算もお願いしますということで、そういうことを含めて、そのときの時点時点での御報告をさせていただいていることでございます。

○委員長（新澤良文君） 具体的に、その議会で報告する前ですか、それは。後ですか。

○証人（中川裕介君） 基本的に全部後です。議員にはそれしか言いませんので、いっていいですか、公の場所ですんで、当然そういうことでございます。

○委員長（新澤良文君） 後であれば、別に議会で報告してるんだから、そんなことを町長室で話をすることもないんじゃないですか。

○証人（中川裕介君） すみません。その次々の段階で、過去のことも含めてそういう話合いをしていると思います。

○委員長（新澤良文君） じゃあ聞きますね。

このワクチンの接種、例えばシリンジが余った、事故ですか、事案ですか、これについて個別でほかの議員さんと、再冷凍のワクチンでもいいですけども、この2件について個別でほかの議員さんと相談、あるいは御意見等々、伺ったりだとかそういうことはないですか。

○証人（中川裕介君） 今、自分の証言をさせていただいているのはもうどこでも一緒です。そういう形です、真実ですということは申し上げてます。あとは、それぞれ証言で各議員さんがこの場でおっしゃったようなことを多分おっしゃってたのかなと思います。ちょっとそこは。

○委員長（新澤良文君） いや、だから僕が聞いているのは、個別で議員さん、じゃあ新澤議員にしましょう。新澤議員が来られたときに、このワクチンの再冷凍、あるいはシリンジが残ったこういう事案について、どのような話をされたんですか。

○証人（中川裕介君） すみません、その詳細、その段階で新澤先生と、どの時点でどの段階で話をさせていただいたのは、全般的な話をさせていただいているんやと思いますし、証言させていただいている中で、例えば自分はこういうことの趣旨で証言しましたということでお伝えをさせていただいているのかなと思います。それ以上、ちょっと何も特に自分のほうから発言することはなかったと思います。

○委員長（新澤良文君） 事前にいろんな相談等々はやってないということですか。

- 証人（中川裕介君） 事前にはしてないと思います。
- 委員長（新澤良文君） やってないの。
- 証人（中川裕介君） 当然、この証言といいますか、それについて事前に私、相談した記憶もございませんし、例えば、検査のための補正予算とか、そんなことも含めて私は、これからいずれにしても百条議会は続いていくんだらうから、真摯に真面目にやっていきますんでということでお話を、いずれにしても百条議会自身は議会のほうで運営していただいておりますんで、あんまりそれはないです。これも何か基本的にはあまりそういう意味で先にいろいろ、私はこう思ってますとか、こう議会答弁させてもらいましたとか、そういう話はさせていただいているとは思いません。
- 委員長（新澤良文君） 後の個別で町長室で話をされている議員の方と、このワクチンの不祥事についてですよ、この事案について何の相談もしてない、議会で話をしている以外は話はしてないと。
- 証人（中川裕介君） いや、そうじゃなくて、当然、来られたときにそういう話も中に話題になりますんで話をさせていただいておりますけど、その相談というのがちょっとどういう意味なんか私は分かりませんが、町としてのやり方について、証言、真摯にみんなやってもらってますよねって、正直に答えていただいておりますというそういうお話をさせていただいていると思っておりますけど、それが事実ですということで、それぞれの私はどうしたらええと、例えばですけど、そういうことはなかったと思う、ないです、それはないです。
- 委員長（新澤良文君） 町長がおっしゃるように、議会で今議論されている、もう百条調査権を行使している最中ですので、個別でほかの議員が町長室でいろんな打合せ等々をするというのはおかしい話なんですけども、この議会なり委員会を出ている話以外は、町長はほかの議員とは一切されてないということによろしゅうございますか。
- 証人（中川裕介君） その一切というのはあれですけども、基本的に。
- 委員長（新澤良文君） 何か一切じゃないんであれば、どの部分を指してるの。
- 証人（中川裕介君） いいえ、そこはすみません。その百条委員会でこれをやっていただいている分について、そういう形で実際に答弁させていただいておりますとか、終わってからそういう形で申し上げますという形はお話をさせていただいていると思えます。
- 委員長（新澤良文君） だから、今、町長がおっしゃることであれば、答弁であれ

ば今、この百条委員会、あるいは前回の百条議会、あるいは本会議等々で議論されてる中身だけの話をされていると思うんですけども、それ以外の話をお聞きしてるんですよ。ほかの議員が町長とそういう、談合とまでは言いませんよ、そういう話合いとか等々で町長と個人的に。不規則発言したら、次、退場してもらいます。されてませんかということを知ってるんです。

○証人（中川裕介君） 今、自分の中での百条議会について、私から報告したり、こういう形でやってますねということは言いますが、今のお話、ちょっと詳細は分かりませんが、そういうことはないと思います。すみません。

○委員長（新澤良文君） じゃあ議員ほうから出てることを私はお尋ねします。

森下議員のほうから私はお聞きしております。森下議員、野口議員、新澤議員、谷本議員、松本議員、西川議員の6人で町長のところに行って、今回の事案をですよ、退職金を返上するという形でけじめをつけないかというような要望をしたと。これは事実かどうか分かりませんが、僕は森下議員から聞いたんやから。もしこれが事実で違うというのであれば、森下議員が僕にうそをついたということなんでしょう。こういうことはありましたか。

中川証人。

○証人（中川裕介君） 自分の責任のとり方で、6人来られたとか、今も森下議員からはそういうふうな何らかのけじめをつけろという形でお話がありました。それは事実でございます。

○委員長（新澤良文君） じゃああるじゃないですか。

○証人（中川裕介君） そういうのも含めて、すみません。

○委員長（新澤良文君） あるでしょう。偽証してるじゃないですか、それ。

○証人（中川裕介君） そういうつもりではないですよ。

○委員長（新澤良文君） そんなあれしてるのにやね、だから個人的にこのワクチンの、僕が知ってるのは、ワクチンのこの不祥事、この云々ということについて、密室で、町長と議員が個別で議会、これ百条調査権を行使してる最中ですよ。最中にもかかわらず、密室である特定の議員と町長がそういう議会にも上がってこないような話をしてないか、してるんかということを知ってるんですよ。ほかにもないですか。

○証人（中川裕介君） ちょっとそれ、今言われてそういうことで、すみません、今思い当たりません。申し訳ないです。

○委員長（新澤良文君） じゃあその日は誰が来たんですか。

○証人（中川裕介君） それすみません。多分、どうなんやろ、来られたかどうかという、そういうお話があったということは記憶しています。すみません。

○委員長（新澤良文君） どういうお話やったんですか。

○証人（中川裕介君） いずれにしても、こういう不適切な案件が起こってるから、私が町長としてそれなりの責任を果たしていくべきやろうということで、話しますということでおっしゃったかなとかとは、それだけでございます。

○委員長（新澤良文君） 具体的にお答えください。不適切な案件があったから、町長として責任をとれということを議会議員が個別で町長のところに来られたのか、電話なのか。

○証人（中川裕介君） そういうことをお話した、そういうことです。ちょっとすみません。それ来られたときやったかな、ちょっとそれ、すみません。申し訳ないです、それは。

○委員長（新澤良文君） そんな大事なことも記憶にないんですか。

○証人（中川裕介君） 申し訳ないです。すみません、ちょっと。

○委員長（新澤良文君） もう一度聞きますよ。僕が聞いているのは、6人の議員が、町長に進言したというか、こういう形で、退職金返上という形でけじめをつけたらどうやというように言うたと。

中川証人。

○証人（中川裕介君） 退職金返上とかいうの、そんな話があったかどうかいうの、けじめはちゃんとつけてせなあかんのじゃないかというそういうお話は聞きました。

○委員長（新澤良文君） じゃあ退職金返上という話はなかったんですね。

○証人（中川裕介君） 具体的にはどうせいこうせいというのは、なかったと思います。給料等、他の団体とかいろいろやってはると思いますんで、そんな部分で自分の責任は明確にすべきじゃないかという御提案はいただいていたと思います。

○委員長（新澤良文君） 誰からですか。

○証人（中川裕介君） 多分それは、先ほど言いましたように。

○委員長（新澤良文君） 多分じゃない。誰からですか。

○証人（中川裕介君） それ、まあ森下議員も含めてやったと思います。ただ。

○委員長（新澤良文君） 町長、僕の質問に対しては曖昧に答えやんといってください。森下議員も含めてということはどういうことなんですか。

○証人（中川裕介君） ちょっとそれがね、すみません、申し訳ないんですけど、どういう形で直接的におっしゃったか、会って話し合われた中なのかどうかも含めま

して、ちょっとあまりそういうことでは、またお叱りを受けるか分かりませんが、何か云々というのは、ということで森下議員はおっしゃっていたんかなと思っております。ほかはちょっとあまり聞いてなかったんで。

○委員長（新澤良文君） 今、森下議員とおっしゃいました。森下議員からは、町長室で話をされたんですか。

○証人（中川裕介君） すみません、申し訳ないです。ちょっとあまり記憶はないです。すみません。

○委員長（新澤良文君） 森下議員やということは分かっている、それであとは記憶がないというの、それはおかしくないですか。

○証人（中川裕介君） いえ、違くて、電話あったんかどうやったんか、それが分からないです。町長室に来られたときだったんかも分からないです。すみません、申し訳ないです。

○委員長（新澤良文君） だから、僕が先ほど町長に質問をさせていただいた中で、この百条調査行使をしている最中でございますよ、これ百条調査権をしてるんですけども、その中で個別に議員の方と町長が、このワクチンの問題について何らかの話合いをされてませんかということをお聞きしました。その中で、森下議員は町長として早いことけじめをつけろということをおっしゃったんですか。どう言われたんですか。

○証人（中川裕介君） 早いことというよりも、それなりの責任はあるやろうということをおっしゃって、そういう趣旨の話をされたと思います。それが、場所がどこで、電話があったんかそこは分からない、すみません。

○委員長（新澤良文君） 町長、よく記憶を忘れる町長なんですけども。

○証人（中川裕介君） それはもうほんまにすみません、毎日いっぱいいっぱいやってます。申し訳ないです。

○委員長（新澤良文君） 毎日いっぱいいっぱいやってってもね、覚えておかなきゃいけないこと、大事なこと、どうやったかなということ、そんなことぐらいあるでしょう。こんな大事なことじゃないですか。議会の議員から、町長として責任をとったほうがいいじゃないかと、責任のとり方を考えたほうがいいじゃないかと、どういう形で言われたのかは分かりませんが、というような話をされたんでしょう。だから、そんなことまで記憶にないと言われたら、町長、町長御自身はどうかなと思いますよ。

だから、電話で何かあったときなんかとか、これ聞いているのは6人だと聞いている

んです。6人の意見として、これは申し訳ないけども、6人の議員の皆様にも証言台に立ってもらおうと思ってるんですけど、だから、これは町長がそういう進言というか、話合いをされたということにおいて、いつ、どこで、誰と、どんな話をされたのか、もう正直にお答えください。

中川証人。

○証人（中川裕介君） いや、すみません。いつ、誰と云々とか、今、正直といえますか、そういう形で進言があったということは覚えてます。具体的にどなた、どなたというのはあれですけども、何も隠してるつもりはないんですけども、そういうことでございます、今の答弁をさせていただいた次第です。

○委員長（新澤良文君） じゃあもう一度確認します。

個別で議員が町長室で、あるいは町長室と違う、町長の家かもしれない、あるいは電話なのかもしれないけども、このワクチンの問題についていろんな相談、あるいは進言等々、そういう話はされてませんか。

○証人（中川裕介君） 今の相談云々とかいうの、例えば自分の意見を言わはる、ワクチン全体のこういう形で今、百条議会をやらせていただけてますので、自分自身もこういう形で、先ほど証言させてもらいましたということ、あのときはこうしてということ証言させてもうてますということで申し上げていると思います。議会の議員さんですので、当然、百条委員会に出席されてますんで、自分の御意見をおっしゃるときあるかと思えます。ちょっとそこは、いつ、誰と誰云々というのやったらすみません、そこまで今分かりません。すみません。

○委員長（新澤良文君） 後にまた職員のほうでも同じことは質問させていただきますけども、後に職員のほうからもこんな話が出てきて、こうだった、ああだったと言ったら、またこれ偽証と問われますんで、町長、覚えてない云々じゃなしに、もうあったことなかったこと、もうここまで町民に不安な気持ち、あるいは御心配、御迷惑をかけてこられたんやから、ここは潔く、正直にありのまま、いいことも悪いことも含めてですよ、きれいな結末を潔く、別に僕、責任をとれと言うてるん違うんですよ。真実を明らかにしてくださいと言うてるんですよ。覚えてない、あるいは記憶にない等々じゃなしに、今日も冒頭で新澤委員が弁護士を使ったことを相談どうこうと、弁護士費用のことも前に全協で話し合っておいたにもかかわらず、こうやって町長を擁護するような。

これね、僕、真相を究明するために弁護士の先生は必要なんですよ、議会が機能してないから。議会が機能してるんであれば、こんなこと弁護士の先生にもあれで

すよ。そやけど議会議員がそれぞれ議事録読んでいただいたらいいですけども、当初の全協のときから、再冷凍ワクチンは健康被害ないと思いますという発言もありました。再冷凍に当たらないとって必死に言わはる議員さんもおらはったし、シリンジが残った議案については、私は帰った人がいてると思うみたいな発言をされた人もいてはったし、町民が知りたいのはそんなことじゃないんですね。大丈夫かどうかのなかっていうことを知りたいんですよ。町長、もう正直にありのまま、今、僕がお尋ねしているように、個人で議員さんが来られたんでしょう。だから、森下議員が来られたんやったら、森下議員からどない言われたんですか。

○証人（中川裕介君） 当然、いろいろな案件で皆、議員は来られているんで、いろいろ御意見を聞くのは当然の努めやと思っていますし、いつ頃どうやと。

○委員長（新澤良文君） だから、もう町長、もう一回言いますよ。

いろいろな案件のことは言うてないんですよ。僕は、この案件のみ聞いてるんです。この案件について、ほかのいろんな議員さんが来られて、いろんな意見を言わはりますということをおっしゃったじゃないですか。この案件について、議員さんといろんな相談と言うたらまた言葉、語弊があるんかもしれないけども、意見等々を聞いたりだとか、そういうことはございませんか。

中川証人。

○証人（中川裕介君） いや、そりゃ意見といたしますか、こういうことをして、こちらの説明もさせてもうたり、それでまた、当然、それも具体的にいつ、誰とどうやというのは、申し訳ない、それはもうほんま分かりません。それは議会とちょうど一緒にやっていますんで、当然、そういう行為があってもおかしくないんじゃないかなと私は思います。

○委員長（新澤良文君） そやから、おかしいと言うてないですよ。だから、どんな話があったんですかということを知りたいんですよ。例えば、先ほどは森下議員が、何らかの責任のとり方も考えなあかんやないかと、僕が聞いてるのはですよ、退職金返上という形で進言したけども、町長はそれを聞いてくれなかったと。6人のうちの1人を除いて、5人は同じ考えやと、こういうことを森下議員から僕は聞いてるんですよ。だから、そういう話はあったんですか、ないんですかということを知りたいんですよ。

中川証人。

○証人（中川裕介君） 退職金云々、返上というの、例えば給料減額とか、ほかのところもいろいろあるんで、そういうことも考えて責任のとり方を明らかにせよとい

う趣旨で、そんなお話はあったのかなとは思いますが。すみません、退職金云々というような話は、私はそこまで聞いてません。

- 委員長（新澤良文君） だから、今回12月議会で、町長が議会冒頭の挨拶の中で御自身の処分、町長の処分は自分で自分の処分しか、あとは議会からあなたの不信任なんか辞職勧告なんかという以外はないんですけども、御自身で処分を発表されましたけども、その処分を非公式ですよ、別に書面で受け取ったわけでもないし、具体的にまだそれを議会として納得しているわけでもないんで、それはそうなんですけども、町長の御意思の中で1年間、給与というか報償金の1割カット、2割やったか、それで期末手当、後で冒頭の挨拶で確認しますけども、自分自身を処分される中で、そういう自分の処分の内容については、議員の方とは相談されたんですか。

中川証人。

- 証人（中川裕介君） 自分自身、あのとき12月議会冒頭の開会挨拶の中で、町民の皆さんにおわびする、非常に申し訳なかったという気持ちで、また先ほど委員長おっしゃったように、正式に給与の条例改正もお願いせなあきませんけども、それと百条委員会がまだ開催されてますんで、ただ私の町民の皆さんへの気持ちとしてそういう形で表明をさせていただきました。1年間、給料及び手当関係を2割カットさせていただきたいということで表明をさせていただきました。それについて、個別にどうするかこうするかということについては、一切相談しておりません。それは自分で決めることでございます。

- 委員長（新澤良文君） その1年間、2割カットというのは何を基準で御自身で。冒頭の僕の質問の中で、議会議員からの責任をそろそろとれやというような進言があった中でこういうことを発表されたんですか、どうなんですか。

- 証人（中川裕介君） それは時期の問題だけでありまして、抗体検査等、まだ検査関係もやっているところでございますけども、早急にまた3回目もございますので、自分自身、町民の皆さんにおわびをということで、12月議会の冒頭で話をさせていただきました。根拠となります、いろいろな団体さん、他の団体でございますが先例がございまして、それを参考にして決めさせていただいた次第でございます。以上です。

- 委員長（新澤良文君） まだこの百条調査中でございます。そんな中で、まだ町長は今日の質問の中でもそうなんですけども、町長の記憶がもう曖昧で、まだ判断云々をするに至った根拠もまだ記憶にございませぬ等々ということで、なかなか記

憶を思い出していただけない調査の中で、この百条調査中にもかかわらず、この幕引きを図るかのごとく、議会議員が個別で町長とそういう話合いをしたのであれば、これは大問題でございます。だから町長に聞いてるんです。

中川証人。

○証人（中川裕介君） 先ほど申しましたように、自分としては早い段階で町民の皆さんにおわびしたい。それで、3回目接種に向けて皆さんの御協力、御理解いただきたいという気持ちである場で、今そのとき申し上げましたけど、いずれにしてもまた正式に条例改正等の御議決をいただかなあきませんので、当然、今としてはそういうことですということで表明をさせていただいた次第でございます。

○委員長（新澤良文君） 町長、町民の方に早いことおわびしたい、百条調査中やからおわびできないじゃないでしょう。こんなん事実が明らかになった時点で、もっと言え、週刊新潮が出た時点で、マスコミ報道された時点で、これは町民に対して説明責任、少なくとも7月11日の案件につきましては、町長御自身が隠蔽したんですよ。でしょう。隠すということに決められて判断されたんですよ。百条調査中だから町民に説明できません、あるいはおわびできませんじゃないじゃないですか。悪いことをしたらごめんなさいですよ。そう習ったでしょう、子どもの頃から。

だから今、町民の方はこの問題について、まだ百条調査中で、これ何で百条調査がなかなか終わらないかという、町長の記憶が曖昧やからですよ。この部分ですよ。記憶にございません、覚えておりません、だからこれがなかなか判断された根拠であるとか、そういう大事なポイントポイントも分からないということもある中で、だけどころこういう事故があった、こういうシリンジが余って、それを町民に対して隠していた。週刊誌、マスコミ報道、町長おっしゃいましたよね、前の百条調査の中で。週刊誌、マスコミ報道をされなかったら、御自身で発表あるいは町民にお伝えするつもりはありましたかということをお聞きしたら、いや、ないですということをおっしゃってましたよね。もう一度聞きますよ。じゃあマスコミ報道等々は、なければ今回の事案について、町長は町民に公表するつもりはございましたか。

中川証人。

○証人（中川裕介君） 証言といいますか、事案発生からマスコミ報道まで、積極的にまだそのときに対象者の方、早急に対応していなかった。それで併せて公表しなかったということをお話をさせていただいたと思います。ただ、故意にそうして隠そうという意思はございませんでした。11日は様子を見るということは、御対象の方から問合せがあれば、またひとつ対応していたかということも考えます。ただ、

そういうことで、結果的にはそういう御対応もなかった、何もしなかったということ、それはもう前回の3回の尋問で話もしています。申し訳ないです。即対応できませんでしたということで御説明もさせていただき、町民の皆さんに謝りをさせていただいたということでございます。また、当然その段階で検査が遅いとお叱りを受けておりますが、検査をさせていただいたということでございます。以上でございます。

- 委員長（新澤良文君） 町長、隠すつもりはなかったと、故意に隠すつもりはなかったとおっしゃいましたけども、3か月間、あるいは2か月間、これシリンジが余ったということ等々においても、町民に説明も何もしてないんですよ。だから、これを故意に隠したと言うんですよ。広辞苑を引いてください。故意か故意じゃないかというのを。分かっておってやったかやってないかということでしょう。町長は町民の方から連絡があったら検査させてもらうって。町民の方は、シリンジが余っておって針刺し事故があった可能性もあるということを知ってないんですよ。シリンジが余っていたということも伝えられてないんですよから、そうでしょ。町長が故意に隠したということじゃないんですか。

中川証人。

- 証人（中川裕介君） 前回の説明、先ほど言いましたように積極的に、その場で対応をしなかった、公表もしなかったということでございます。それを発表云々ということで、委員長からそういう今のお叱りも受けておりますが、自身としては故意にというつもりはございませんでした。御理解いただければありがたいです。

- 委員長（新澤良文君） 理解できないんでお聞きしますが、どういうつもりやったんですか、そういうつもりじゃなかったら。

- 証人（中川裕介君） 先ほど申したとおりでございます。様子を見ましょうということで、先ほど委員長おっしゃいましたけど、住民の人はそういうことを知らないから分かるはずないやろうということでございます。ということで、結果的には何もしなかったということでございます。以上です。

- 委員長（新澤良文君） だから、様子を見ましょうであれば、住民の方にお伝えしている中であれば、これ様子を見ましょうということは住民の人自身も分かるんですけども、住民の人にはお伝えしていない、自分らだけでこれを隠して様子を見ましょうって、ばれるかばれへんか様子を見ましょうということですか。どういうことなんですか、これ。

- 証人（中川裕介君） それもその段階では問合せ等という発想しかなかったのかな

と思います。住民の皆さんから問合せとか、そういうことじゃなかったのかなと思います。いずれにしても何もしなかったんで、委員長おっしゃるとおりでございます。

○委員長（新澤良文君） だから、しつこく言うのは申し訳ないんですけども、住民の人から問合せがないというのは、住民の人は何も知らないんだから、問合せをしようがないじゃないですか。仮にですよ、仮にですけども針刺し事故があったとして、あったとしてですよ、C型肝炎あるいはH I Vにかかっとなったとしても、まさかまさか高取町のそういうワクチン接種事業の中でそういう針刺し事故があって、C型肝炎あるいはH I Vにかかったと思わないじゃないですか、住民の方は。町の行政のやることやからちゃんとしてくれてるって思ってるじゃないですか。

だから、針刺し事故だけじゃないですよ。これ、ある議員はおっしゃってました。針刺し事故というたら、医療従事者の人に対して失礼やと。私もそう思いますよ。ただ、行政としたらいろんな可能性も含めてやっていかなきゃいけない中で、どの行政であってもシリンジが余れば、きちんと公表をして、感染症検査あるいは抗体検査という形をやるのが当たり前なんですよね。それをうちは様子を見る、町民に伝えないで様子を見る、何の様子を見るんですか。ばれるかばれないか様子を見る、町民が健康に異常があった場合に申告しよう。いや、最近体調が悪いらしいですねって、実はうちワクチンこんなことあったんですって、町民の健康状態に異常があってからということなんですか。どういうことなんですか、様子を見るというのは。

中川証人。

○証人（中川裕介君） 具体的に、先ほど問合せ等かなと思います。ただ、その段階で早急に対象者の方に対して対応しなかった、連絡等をしなかった、こちらのほうから積極的にそれについてまた公表もしなかったということで、それについては、もう一番最初の尋問から申し上げてますし、反省をしながらおわびをするということでございます。以上でございます。もうそれ以上、特に言うことはございません。

○委員長（新澤良文君） 僕はいっぱいあります。僕はいっぱいあるんですけども、あんまり同じ質問ばかりしてもあれなんで、最後にこれだけ言うときます。

町長は詭弁で、よく私は故意でやってませんねんと。様子を見てましてんと。帰った人の可能性とか、こういうふうにもりもしない、考えられないような御判断をされて、希望的観測でそういう発言、あるいは判断をされてますけども、シリンジが余った等々であれば、針刺し事故あるいは感染症対策等々を考えたときに、故意

に隠したということになるんですよ、マスコミに出るまでは黙っとったんやから。様子を見るとか云々とかでなしに、そこはもう認めなさいよ。だから潔さ、自分の失敗は失敗で申し訳ありませんでしたと、自分の判断が正しくありませんでしたということで潔く、あと係争の問題とか裁判の問題とかいろんなことを考えられて、そういう覚えてないとか、記憶にございませんとかいうようなことになるか分からないけども、きちんと男らしく、潔く発言されたら、町民も許してくれるかもしれませんよ。分かりませんですよ、これは。こんな今のまま、記憶にございません、あるいは覚えておりません、こんな答弁の繰り返しやったら、百条調査は来年も再来年も終わりませんですよ。どうなんですか。

中川証人。

○証人（中川裕介君） 一番最初の委員会の尋問から申し上げているとおりでございます。証人尋問で正直に覚えていることはしっかり申し上げたし、逆にあやふやなものについては覚えてませんという形で、お叱りを受けるか分かりませんけども御答弁をさせていただいております。その部分については以上でございます。

○委員長（新澤良文君） それでは、ここで休憩を取らせていただきまして、1時から再開いたします。

午前 1 1時48分 休憩

午後 1時00分 再開

○委員長（新澤良文君） 再開いたします。

中川証人にお尋ねいたします。

午前中も話をさせていただきましたけども、質問の中で個々に議員さんとこの件についての意見交換、あるいは進言、あるいは抗議等々、このワクチンの不祥事の案件につきまして何か話合いを持たれた等ございませんか。

中川証人。

○証人（中川裕介君） 午前中、御答弁させていただいたとおりでありますが、具体的にどなたと、何の案件でというのは、ほかの案件も含めてですけどもいろいろお話をさせていただいて、詳細な自分自身、どうやったかというのは、今、分かりかねます。申し訳ないです。

○委員長（新澤良文君） この問題については全員協議会、あるいはいろんな議会等々でも話合いを持たれたところなんですけども、どうも一部の議員と担当課の中で何か示し合わせて、申し合わせたような質疑応答のようなこともございましたんで、事前にそういうことが、中川町長御自身ではなくて、担当なり、あるいはほか

の執行部の方と議員さんがそういう話をされているということは御存じではないですか。

中川証人。

○証人（中川裕介君）　そういうのは存じ上げておりません。

○委員長（新澤良文君）　私からの質問は、まずはひとまずここであれさせていただきます。ほかの議員、何か質問がございましたらお受けいたします。

新澤委員。

○8番（新澤明美君）　先ほど委員長の質問が最初のほうであったんですが、再冷凍のワクチン接種についてでございますが、18日の議論の中で、リスクのあるワクチンは廃棄をと。安全を確認してマニュアルどおりに進めるようにというような発言が町長からあったというようなことが議事録の49ページにありますという話がありましたが、そのことについて、町長はその辺りについてあまり覚えてないという発言でございましたが、もう一度、そのとき安全を確認してほしいと言ったときに、誰にどういう言い方をしたかというのは覚えていらっしゃいませんか。

○委員長（新澤良文君）　中川証人。

○証人（中川裕介君）　先ほど委員長からそこら辺の事案について御質問をいただきました。午前中からの御答弁というか、過去から答弁させていただいているとおりで、詳細な内容については記憶があやふやでございます。申し訳ございません。ただ、そういうことを私は、そのときに証人が言ったということは、証言を聞いて認識をいたしました。そのときは、今は覚えておりません。申し訳ないです。

○委員長（新澤良文君）　新澤委員。

○8番（新澤明美君）　今までずっとそういう回答が町長からあったかと思いますが、そのときに立ち合ったほかの複数の証人から、それに対して幾らかの回答、ファイザー社に問い合わせた大丈夫であったというような趣旨の回答をされていたように記憶をしておるんですが、私は町長さんからきちっとお話を聞きたいんですが、どうしても記憶がないというならば、ほかの人の証言の中で、誰が、どういう証言をして。町長がどう対応したかという事実関係を確認することがまず必要なのかなと思います。もう確認されたと思うんですけども、町長がそのとき頭の中でどう判断をしたかというのは、今の段階では難しいんだなと思いますので、事実関係の確認を進めるということをまず第一とするべきではないかと思います。まず、一つ目の質問とさせていただきます。

その辺、委員長にもう一度再確認もお願いしたいと思います。私も議事録をもう

一回再確認しますので、そのときどう判断したのかと言われても、なかなか出てこないんだと思うんで、何人かの証人で、その辺については一致していたと思うんです、議事録は。それで確認はできないのかなと思いますので、ここでちょっと意見を述べさせていただきます。

○委員長（新澤良文君） なかなか思い出されへんということに対して、ほかの人に聞いてあげてくれということですかね。

○8番（新澤明美君） はい。それはいいことじゃないですよ。

○委員長（新澤良文君） 分かっていますけど、これはもうリスクがあるワクチンを廃棄すればいいって自分で自らおっしゃったということに対して、覚えてるか覚えてないかということですよ。これをね。

○8番（新澤明美君） 私もそこまで何ともよう言わんけど、覚えてないということにいいとは思ってないんです、全然。やけども、事実確認をするには、ほかの人の証言でどういう確認がされたか一致したかと思うんですよ。

○委員長（新澤良文君） この件については、ほかにも委員会等々でほかの方も聞かせていただきますけども、要するに町長が覚えてない、記憶にないという答弁を繰り返す限り、今後の3回目のワクチンが今進みますけども、もう指揮系統、あるいはいろんな意味においても本当に町政を担って行って、任せていても大丈夫なんかという町民の人も不安に思われると思いますんで、その辺はしっかりしといてあげないと。

ほかに質問。どなたも興味ない。質問ない。

（「なし」の声起こる。）

○委員長（新澤良文君） じゃあ私のほうから、中川証人、横のほうに。そこの横のほうの席に移ってください。

この町長に責任を云々という部分において、委員さんにこの件に関わったというか、知ってはる委員さんがいてはったら挙手願えませんか。

松本委員、ちょっとお聞かせいただけませんか、この経緯というか。

○4番（松本圭司君） そしたら、御質問がございましたので、答えたいと思います。

町長には、早く進退を決めてくれというお話はしました。ただ、どういう責任をとるか、これは御本人が決めることです。ただ、私が進言したのは、早く、なるべく早く皆さんの前で、どういう責任をとるんやということを進言しました。以上です。

○委員長（新澤良文君） それは松本委員一人でございますか。

○4番（松本圭司君） 一人です。以上でございます。

○委員長（新澤良文君） 御自身の処分云々ということ、責任のとり方もそうなんですけども、まずは町民の皆さんにこの経緯、そして謝罪も含めて説明責任を果たしていただきたいなと思います。

森下委員。

○7番（森下 明君） 午前中に名前も出ておりましたので、発言をさせていただきます。

この百条議会、特に百条議会というものについては、どっかで百条議会というものを閉めるという必要があるねという話は、これは私一人ではなく、副委員長である副議長ともお話をさせていただいておったし、どっかで町長も今回の案件について、その責任を自分自身から明確にする必要があるよという話もしておりました。その中で、先ほど来、名前が出ておりましたが、6人で勉強会をいたしておりますので、その6人の中で皆さんのお考えをお聞きいたしました。そこで、どなたがどう言うたということは申し上げませんが、皆さんそれぞれ意見が出ました。それをもって私一人です、私一人が町長室へ伺って、そして、今回の案件について、町長、自分自身の責任をしっかりと表明しておわびする必要がありますよと。ついては、自分のその責任、所在の示し方についてはいろいろありますし、私自身としては退職金を返上する、あるいは歳費を削減するとか、もろもろいろいろ考え方がありますが、それは町長御自身が決めて判断なさることですということは、町長室へ私一人が参って進言したことはございます。以上です。

○委員長（新澤良文君） 森下委員、ちょっと僕から質問がありますんで。

確認させていただきます。6人の勉強会ということで、森下委員、新澤委員、谷本委員、西川委員、松本委員、野口委員の6人の議員ということでよろしゅうございますか。

森下委員。

○7番（森下 明君） はい、そのとおりです。今回の百条の議事録に関わっても精査しているメンバーであります。

○委員長（新澤良文君） 熱心に精査している6人のメンバーということでございますけども、この6人のメンバーの中で、私が森下委員から聞いているのは、6人の意見が一致して、退職金返上ということで町長と話をつけてくるからという話をされた、そうじゃないですか。

森下委員。

○7番（森下 明君） それぞれ6人が意見出た中で、ある意味まとめになるかどうか分かりませんが、6人の意見が一致しているということではありません。その中で6人で協議して、そして最終的には私の意見として申し上げました。その中で、6人はそれぞれ最終的には退職金の返納というぐらいのことは表明せんといかんでしょうねという意見で、ある意味意見の一致を見たということはあると思います。ただ、それについても、こういうことでこうしましたんで町長に進言しましたという話は、議長にも副議長にもしてないと思います。そんな中で、副議長とはどこかで折り合いをつけなあかんということで、副議長とは話をして、こういうことでということは進言したと、副議長には申し上げました。

そして、12月定例会の初めに町長が表明されたときに、その休憩時間に議長と私がおって話をしたのは、議長が私に、委員長、退職金返上ということになってたん違いますのんかと議長から私に問いかけがありました。その中で、いや、提言はしたけど、決めるのは町長であるという話は、これは議長にも副議長にもさせていただいたと思います。

○委員長（新澤良文君） 森下議員は忘れてはるのかもしれないのですが、議長室にいられて話をしたのは、僕と森下議員と、それで副議長は副議長席に座っていて、僕と森下議員と対対で話をしております中で、僕は申し上げました。考え方ですけども、後から副議長が入ってきたんですけどね。私と森下委員とが話をしている中で、僕は申し上げました。これはもう町長の進退、辞職あるいは議会としてはこれは辞職勧告か不信任というのはこれは筋ですよ。町民に健康被害が出ていることを隠蔽したんだからということで申し上げたときに、森下委員が、いやいや、何とか退職金返納で話をつけてくるから、それで何とか収めてやというような言い方をされたから、僕はそれは承知できないということで言いました。

森下委員。

○7番（森下 明君） 全く私が記憶しているのは違います。これは、議長に申し上げる前に副議長に話をして、これは町長が御自身で判断しはったことやからという話で、私たちの思いとは違うともということで、退職金返納やなしに給料の20%を1年間ということになったということで、これはあえて俺らはという話ではないよねと言うたら、副議長と私も意見が一致しております、いやそれはもう本人が決めることやからという話は副議長といたしました。

議長との話で辞職勧告とかそういうふうについては、いや、これは個人で責任を表さる部分があって、これは私自身はそれで処分、自分自身で自分の身を律して

はるという部分ではそれでいいと思うと感じておりましたので、そう申し上げてる。退職金返上で何とかならへんかなという話は、議長とはいたしておりません。

○委員長（新澤良文君） 副議長はそのときはもう横にいてはったから覚えてくれてはると思うんですけども、要は僕は議会の姿勢として、これだけ隠蔽あるいは町民の命をさらしてきた中で、百条委員会まで立ち上げてやってきた中で、どこの議会であっても、日本国中、不信任なり辞職勧告をしないという議会があるならば、日本国中どこを探してもないですよ。高取町議会ぐらいですわということを僕は森下委員、そのときに言わせてもらったと思うんです。それは僕の考えですけどね。そのときに、森下委員は、いやいや、俺ら6人はそういうことは考えてないねんと、6人グループ、6人組のことをおっしゃっておりました。俺らはそこまではしやんでもええと考えるねとおっしゃってました。

もう水かけ論になるか分かりませんが、言うた言わんになるか分かりませんが、そのときは、もう森川副議長も横におってくれたんで、森川副議長もその話は聞いてくれてたと思いますけども、僕が何を申し上げたいかといいますと、町会議員がですよ、まだこの百条調査の最中にですよ、まだきちんと調査報告もできてない、ましてや町長の答弁の中でも記憶にございませんといい答弁が多い中においてですよ。町会議員が談合と言うたら言葉がまた荒っぽ過ぎるということでお叱りを受けるんかもしれませんけども、町長の処分において町会議員が町長室へ行って、町長こないしたらどうや、あないしたらどうやということをするのは、僕はちょっと議会議員としての姿勢としてはどうかなと思いますけどね。

森下委員。

○7番（森下 明君） 議会議員の資質とまで言われましたんで。

○委員長（新澤良文君） 姿勢と言いました。

○7番（森下 明君） まあまあ姿勢ということであれば、議会運営委員長として、どういうところでこの問題を収めていくか、百条委員会というものもどこに終着点を求めるかということを探るといふ部分については、議員としての私はある意味の仕事やと考えておりますし、そういう意味では、その相談等も、これは議長とはともかく副議長とは何回か意見を交わして、相談をさせていただいて、どういうところにこの委員会、議会の終着点をもっていこうかという話をしてきたというのは事実です。

ただ、一番初めに議長とこの話をしたのは、もう9月の文春が出てすぐでしたかね。すぐ議長室で私と議長と森川議員と3人でお話をさせていただいて、委員長ど

うですの、どねんに考えてはりますのと。これもう町長、こんでええと思いますかと。あまり深いところは申し上げられませんが、町長の進退、あるいはそれこそ町長の進退で、町長をどないして辞めさすねんとか、町長はもうあかんのちゃうか、次の町長の話までそこで出たと記憶しております。いや、そこはいやいや、まだ今審議中やし、私個人としては町長職を辞しするところまでは私は必要ないと思ってますよ、それなりの責任はとらなあかんけれどという話は、そこで一番初めにこの問題について、どういうふうにしましょうかという話の中でそういう話をしたという記憶はあります。何かのときに、町長を助けたってほしいと、もうこのぐらいでと、そんな話はした覚えは、私は自分の中ではありません。

○委員長（新澤良文君） 僕は町長のこのワクチンの不祥事の問題、町長だけじゃないんですけども、職員もなんですけども、特に町長の責任のとり方という問題において、あるいはこの百条委員会のしまいというか、閉じ方というか、そういうことにおいても、なぜそう閉じることを前提にというか、先々にどないしたら閉じれるのかなということを議会議員が考えるべきではないと思います。というのは、百条というのは真相を追求するという、町会議員に与えられた本当に特権といいますか、大事な大事な調査でございます。町民の皆様が、それで今の町長の謝罪なり、あるいは説明なり、十分もう納得できた、あるいは納得はできへんけども、何があったかということは理解できたということであるならば、これは百条調査というものにおいても、議会としてはこういう閉じ方であるとか云々であるとかということも考えていかなければいけないかなとは思いますが、もうこの議員の名前は言いませんけども、当初からこの状況ですよ、町長は。記憶にございません、あるいは覚えておりません、そして何が一番あれかと申し上げますと、町民に対して一向に、いまだにきちんと説明はしておりません。そやから町民の人は何が起きたんや、何がどうなんやということを実際に分かってないんです。そんな状況の中で町会議員が、この百条調査ということで腹をくくって調査をして真相究明をしている最中に、どうやったら閉じれんねやろ、どうやろうこうやろってもう終息の方向ばかりを考えるとということ自体が、僕はもうどうかなと思いますよ。

ただ一つ、僕がちょっと強固なんかもしれませんけども、もう辞めてもらうしかない。僕はもう先ほど森下委員がおっしゃっていたとおり、僕は申し上げましたよ。質問を町長としての資質がないと思ったからですよ。というのは、これだけの隠蔽をして、いまだにこれの説明も責任もきちんとされてない中で、どうやってこれから子育て支援であるとか、高齢者福祉であるとか、この高取町の大事なかじ取

りをこの方にお任せするんでしょう。何をしてお任せできるんですか。そんなことがあるから、僕はもう議会としては、僕個人としてもそうですけども、議会としてもそういう判断にするのは当たり前やろうということは申し上げましたし、そういう中で副委員長との中でいろんな話も出ましたよ。次の町長という話もしましたよ。こんな停滞する中で、今からまだ1年も経たんうちにこの不祥事ですよ。この前の選挙で、町民の皆、健やかな高取町と言うってこの不祥事ですよ。でしょう。だから次のことも考えましたよ。相談もしましたよ。そやけども、こんなことを議員がですよ、町長の部屋へ行って、こないしとったらどうなん、あないしとったらどうなんて、6人で話し合っただけで決めたということか分からんけども、こんなことだから6人組、6人組と言うていつもお叱りを受けるわけなんですけども、こんなことやから議会が一つにならへんの違うんですか。6人で多数派でやったらええと思うんですけども、議会制民主主義やから。そうじゃないでしょう。6人で決めたから、6人の中で話をまとめて、私が代表して町長室へ行ったということをおっしゃったんでしょう。そうと違うんですか。

森下委員。

○7番（森下 明君） 6人で協議をして、代表して意見具申をいたしました。これはもう事実です。ただ、これについてはいろんな審議を進めていく中で、どこかで町長は自分の責任もしっかり認めて、その責任を表明する必要があるというふうに感じたから、そういう提言をいたしました。これも度々森川副議長の名前を出して申し訳ないけど、副議長と話をして、これはちょっと早いほうがええよねと。もうずるずるずるずるするよりも、どこか議会で開催される早い時期に、そういう自分自身おわびもして、自分の責任のとり方を表明するのも必要ですよという話はさせていただいておりました。それをもってこの6人で話をして、これで幕引きということではないですが、まず自分自身の責任の所在、姿勢の示し方をすると申し上げました。

○委員長（新澤良文君） 早い遅いと言うのであれば、別に9月に週刊新潮で事実が判明して、そのときに町長がびしっと男らしく姿勢に出て、やったことはやった、悪いことは悪い、責任は責任の問題で抗体検査、感染症検査も含めて、やるやらんも含めて、びしっと男らしく9月議会、あるいは12月議会できちんと真実を明らかにして、そういう姿勢を見せていただいているのであれば、別に12月議会でこの百条委員会を閉じとってよかったですよ。まだこんな状態で、まだ覚えてません、覚えてます、町民を向いて説明してるもんなんか、あるいは弁護士に言われ

て答弁してるもんなんか分かりませんが、こんな状態で真相がちゃんと究明されてない中で。

一つ例に挙げましょう。例えば、保健センターとプロジェクトチームの、プロジェクトチームのほうを選んだ、採用したこの根拠はって、この根拠ですら覚えておりません。そんな答弁をする中で、何を幕引きなんですか。だから、僕はその早い遅いじゃないですよ。森川副議長とどんな話をされてたんか知りませんが、きちんと真相が究明されていて、町民が納得できるような、町民が理解できるような、何が起きたんかということが分かっているような状況であるならば、僕は別にこれ9月議会であっても、12月議会であっても、閉じとってもよかったですよ。早い遅い、これ1年も2年も町長をいじめたろうと思って引っ張ってるわけでも何でもないですよ。きちんと真相を究明するための百条議会でしょう。

1年目の議員は分からないかも分からへんけども、ベテラン議員じゃないですか、新澤さんと。そこら辺は分かっているはずじゃないですか。森川副議長はまだ分からん部分もあるか分からへんけども、だから森川副議長と一緒に、森川副議長と一緒に言うんやけども、そんなところで森川副議長まで道連れというか、そんなことしたったらやね。一番分かっているのは、森下委員御自身でしょう、僕が言いたいことを分かっているのは。

森下委員。

○7番（森下 明君） 先ほど来、森川副委員長もほんまに個人的に同級生というのがあって、もろもろ議長を交えず二人でいろんな話をしたりということで、引きずり込んでと言われるれば、もうほんまに副議長には申し訳ないですが、ただ、この審議の中で、どうしてもその答えが出てこない、記憶にないという部分については、これは堂々巡りみたいな議論をずっとしていた現状があります。これはもう議事録を開いてみたら、もう同じ質問が何回もされ、当然答えが出てこえへんねんから、委員長からしても当然何回も聞かれる。これは記憶にないということで答えが出てこない。その答えはどこで求めるかという、ほかの職員の発言等からその事実を求めるしかないということであろうと思います。

私たちが、先ほど申し上げました6人で議事録の精査をさせていただいているということで、ずっとみんなで寄って読み込みをさせていただいて、同じ質問でありながら答えの違っているところがあったり、あるいは回答者によって答えが違っていたりということを読み込みをさせていただいて、最終的にはこの案件についてはどうということなんだろうねということ、その人たちの証言を基にしないと、

町長本人がもう記憶にありませんと言うてる以上は、これ思い出せ、思い出せと言うて思い出せるもんならもう話は早いですが、記憶にないと言うてはるんやから、その人以外の人たちの証言によってその答えを導き出す以外にないと私たちは考えています。その中でこの。

○委員長（新澤良文君） ちょっと待ってください。私たちというのは、6人ともそういう考えということいいんですね。

○7番（森下 明君） そういうことです。そやから、もうみんな協議の中で、記憶にないとか、おかしい回答をしてはるとかいう部分については、ほかの人たちの証言を基に推察する以外にないと、私自身も考えていますし、これはほかの議員に聞いていただいたらいいと思いますが、違うとおっしゃる議員もおられたら、これは自分の思いでみんなを引っ張っているわけでもございませんので、みんなの考え方を集約してということでございます。

○委員長（新澤良文君） 仲よし6人組というか、6人組で勉強会ということなんやろうけども、何か今聞いとったら、ほんまに言うてんのって感じなんですよ、僕から言わせたら。こんなん忘れるはずがないじゃないですか。ほんまに忘れたと思ってるんですか。忘れるはずがないじゃないですか。よう言わんだけのことじゃないですか。あつたかなかったかということ覚えてないはずがないじゃないですか。こんなん覚えてないと言うんであれば、それこそ町長の資格なんかないですよ。こんな事実ですよ。健康被害もあるようなこの事実を、こんな大事なことを覚えてない、ほんまに記憶にないということ、これ6人は思っではるということですか。よう証言しやんということ擁護してはるんやったら別ですよ。本当に思っではるんですか、これ6人とも。

森下委員に最後に聞きます。6人の勉強会の中で、議事録も精査の中で、6人の中では町長はもう覚えてないということは、忘れてはるんから、もうこれ以上聞いても一緒やがなということ言いたいわけですか。

森下委員。

○7番（森下 明君） ずっとこの百条の議会の中で、町長が発言しているという、その発言については、記憶にないと、記憶が定かでないという部分については、これはある程度ええ悪い、正しい、正しくないは別ですよ。答えが違う。

○委員長（新澤良文君） 本当に記憶がないと思っではるのか、弁護士に止められているから言えないと思ってるのか、言いづらいと思ってるのかどれなんですか。

○7番（森下 明君） 私は記憶にないと。

- 委員長（新澤良文君） それやったら、もう町長を辞めてもらわなあかんですよ、逆に。
- 7番（森下 明君） これは考え方ですから、そやからその件に対しては。
- 委員長（新澤良文君） それは、6人ともそれでいいですね。
- 7番（森下 明君） いやいや、これはもう皆さんに確認してください。ただ、私個人としては、特に個人としては、はっきりこうでしたと言えるだけの自分自身で言うたという記憶がないと一貫しておられますので。
- 委員長（新澤良文君） 例えば保健センターとプロジェクトチームの、プロジェクトチームのほうを採用したと。こっちのプロジェクトチームのほうを採用したのは何ですかと言ったら、覚えておりません。この覚えておりませんもその覚えておりませんと一緒にですか。違うでしょう。それは覚えておりませんというのはないでしょう。6人とも意見が一緒やというんであれば大問題ですよ。
- 7番（森下 明君） いやいや、これはもう皆、個人の判断によるところやと。
- 委員長（新澤良文君） この覚えてませんも、ほんなら覚えてませんって思ってるんですか。
- 7番（森下 明君） 私自身ですか。個人としては。
- 委員長（新澤良文君） 個人として。
- 7番（森下 明君） 個人としては、多分、そやから自分が言うたこと、そやから。
- 委員長（新澤良文君） 違いますよ。判断による。
- 7番（森下 明君） いや、判断においても、多分、僕はほんまに覚えてはらへんねんと。そうでないと、これ自分自身、ある程度、有利な部分についてですよ。有利な部分について、そういう疑惑のあるワクチンであるなら、それは使わないで破棄しなさいと、自分自身が言うたことも、これも記憶に定かでないとおっしゃってんねやから、自分の有利なことだけ覚えてて、不利なことを忘れてるというのならともかくということです。そやから、この案件については、私個人ですよ、はそういうことまで、その判断の中では忘れてはんのかいと。そやから自分自身の中ではですよ。それがええとか悪いとは別ですよって、そんなこと忘れてはんのかいとーう思いです。
- 委員長（新澤良文君） いいですか。自分に有利なこと云々とおっしゃいましたけども、こんなワクチンやったら捨ててしまってもいいんじゃないかということと言うたことも忘れてるということは、ええこと言うたのにとってはるのか分かりませんけども、これ違うんですよ。これを認めてしまったら、ここを認めてしまった

ら、悪いワクチンやということを知ったということになるから、これはもう弁護士の指導やなどというのは山下先生もおっしゃってました。だから、一事が万事もそういうことなんですよ。森下議員もあれやね、結構真っすぐというか、正直に捉えられてるのかも知りませんが、少なくともプロジェクトチームと保健センターのどちらを採用するかという中において、プロジェクトチームを採用したということにおけるこの根拠というのはなぜかということ、これが記憶にないはないですよ。

森下委員。

○7番（森下 明君） このことについて、プロジェクトチームの意見を採用したということが、これはもう大きな間違いやというのは、もう誰もそのとおりと、今この委員会の中でもうみんなが理解しているところでもあります。ただ、そのプロジェクトチームの意見を採用するという事について、これは何で採用してはったんかという心の中まで私たちが踏み込んで、これ。

○委員長（新澤良文君） いや、踏み込まないと、そこを。

○7番（森下 明君） いやいや、これ踏み込んで、本人が記憶にないと言うてはるから、そこは踏み込んで、その手だてがないやないですか。これはおかしいやると、何でそないしたんやという思いはみんな一緒ですよ。そやけど、そこで何でそれしたということについて、その部分について記憶がないとおっしゃってる以上、これもそういう意味では本人の心の中に踏み込んで、こうこうこうやったんやからって引っ張り出すわけにはいかんねんから。この証言については、一つの証言として認める以外にないやないですか。

○委員長（新澤良文君） いや、違うんですよ。これが何度も何度も申し上げてるんですけども、このワクチンを再冷凍というのを使うか使わないか、健康被害がありますよと、再冷凍は健康被害がありますから使わんと廃棄してくださいという保健センターの意見。もしかしたら死人が出てたかもしれない。大きな大きな判断だったんですよ、これは。だから、このワクチンについては、使う使わないというのは、このワクチン自体がきちっとした治験も終わってるか終わってないか分からないけども、新型コロナウイルスに感染したくないという町民の方が、その思いで一心得命がけで打ってるワクチンですよ。だから、厚生労働省、そしてファイザー等と、県もそうですけども、きちんと温度管理、ワクチンの管理はきちんとやってくださいねと言うて指導されてるんですよ。ちゃんときちんとしたワクチンであっても、体に毒やから打ったらあかんという医師もおるぐらいのもんですよ、ワクチンとい

うのは。それを町民の方は命がけでワクチンを打ってるんですよ。その大事な大事なワクチンを、一方は大丈夫や、一方は駄目です、健康被害のおそれもあるから廃棄してくださいと、この判断を記憶にないはないでしょう。それは許せませんわ、僕は。

森下委員。

○7番（森下 明君） 議会議員個人として、これもう終始一貫、僕、この百条の中で申し上げているように、保健センターと行政側とのこれは関係の悪さ。

○委員長（新澤良文君） いやいや、違う。

○7番（森下 明君） いやいや、まあまあ関係の悪さ、ある意味そういうところから、個人的にですよ、そういうところからプロジェクトチームの意見を採用したんではないかというふうに、個人的には思う部分があります。これは、そやから個人の思いです。そやけど、証人自らが言うてはることについて、それは違うやろと、その心の中へ入って行って、こうやないかと言うたところで、これはせんなん話やと、個人的にはそやからこれもう保健センターが気に入らんさかいに、プロジェクトチームが言うてきよったやつを優先してそこに使うたんちゃうんかいと。そうおっしゃることもよう分かるし、僕もそういう、感情的にはですよ、そういう部分があります。ただし、証人として証言してはる中で、その部分のなぜ決めたかという記憶がないっておっしゃってる以上は、これそこへは踏み込んで、こうやないかい決めつけるあれは僕にはありません。

○委員長（新澤良文君） じゃあ森下委員の言い分であるならば、保健センターと中川町長の間関係が悪い。一方、プロジェクトチームは中川町長との間関係がいい。だから、人間関係がいい、人間関係が悪い、双方違うことを言うてきた中で、どっちが正しいか分からへんけども、人間関係がええほうを採用しようというような、そんな安易な考えでこれを判断されたんだったら大問題ですよ。それこそ資格ないですよ、この人。

森下委員。

○7番（森下 明君） あくまでも申し上げておりますように、自分自身がここで探ろうとすれば、そういうことも考えられるのかなということであって、これで人間関係が悪いからこういう方向にしはってんと、その方向をもっていくつもりもありませんから。そういうことで、私が証言するとしたらそういうことです。

そやから、もう今までの質疑、回答を聞いていただいても、保健センターの関係者が証言しとる証言を聞いてみても、いろんな意味で偏った証言をされている

部分もありますし、何回も言うてるはずです。そやから、こんな関係悪い中でずっと進めていったんかって、初めに何でもこういろんな意味でのスタートからきちっとできてなかったんやという部分も、一番初めに問題が起きたときも、私は委員会の中で提言しているはずであります。

○委員長（新澤良文君）　今ここで問題にしてるのは、そんなとこじゃないんですよ。要は簡単に申し上げますと、保健センターが言ってきたワクチン、あるいはプロジェクトチームが言ってきたワクチン、双方違う意見だったほうを、プロジェクトチームを何で採用したんということ言ってるんであって、今まで過去のいろんなことについては百条でもいろいろ議論はやってきましたよ。それは問題、問題やということで、僕も感染症対策本部会議で3度目のワクチン接種については、このプロジェクトチーム、同じメンバーでやらせとったら町民に申し訳ないということで、新しい体制でやってくれという要望をさせていただいて新しい体制でやっていただいていますけどもね。

それはそれ、これはこれで、この再冷凍ワクチン、接種に至った経緯については、少なくともどっちの意見をどういうふうに採用したのか、プロジェクトチームを採用した理由については、忘れていたじゃすみませんよ。これはもう何とか言ってもらわないと、これは進まないと思いますし、だから堂々巡りっておっしゃるのかもしれないけれども、この判断、ここを覚えてないとか、いやもう町長が覚えてないって言うてんやから、もうそのぐらいにしとったってよということなんかもしれへんけども。

じゃあ何ですか、それやったら思い出すまでやっぱり、周りも外はもう大体そういう証言になってきてるんですよ。あとは町長がどこで思い出してくれるというか、僕はもうよう言わんだけやと思うんですけどね。腹くくれ切れてない、弁護士と相談してるんかもしれないけども、それだけの話なんかと思ってるんですけどもね。思い出せないはずがないと思ってるんですよ。だから、この部分に対して議論をしてもまだ尽きないと思いますし、またこれは全協等々で話をさせてもらうとして、何か森川副委員長もちょっと話があるみたいなんで。

○副委員長（森川彰久君）　森下委員のほうから名前も発言の中で出ておりましたので、一言申し述べさせていただきます。

誤解のないようにしていただきたいのは、副議長、議会運営委員長という立場での正式な協議はしておりません。皆様御存じのように、長引く百条会議が度々開催されましたので、昼食を議員控室で私は皆さんと一緒に取らせていただきました。

その会合の中でのたまたま森下委員長と二人になったときとか、そういうときの会談内容であったと、その点だけは申し述べておきます。

そして、この委員会の本題に入りますが、当初は皆さんも御存じのように、ちょっと意見の相違がありました。週刊誌で発売されたその内容の記事において、針刺し等も考えられるのではないかという中で、いや、打たれて帰られた方がおられると、そういう御意見が森下議員のほうからは、最優先的に話をされておりました中で、私はそういうことも含めて、やはり二度打ちということも考えなくてはいけないのではないかということは、速やかな59人の方への確認、それとその後の処置、報告、そういったことがちょっと意見のずれがあったのじゃなかろうかなど、かのように思っております。

そして、今日も問題にいまだになっております再冷凍の使用問題ですね。これは私、百条議会が始まった当初に、保健センターが伺い書を出して、このワクチンは再冷凍に当たりますよという意見を申し述べておるのに、プロジェクトチームのほうから、保健センターとは違った質問書をファイザーと奈良県に求めて、その回答をもって主治医である奥村先生のほうに、こういう回答が来てるがどうですかと。そんな回答が来てるんだったら大丈夫じゃないかと。この違った質問をされて、なぜ保健センターの意見を採用されなかったのか、それは私、一番最初の百条議会のほうで質問をさせていただきました。いまだに今日においても、議長は同じ質問をいまだにしなくてはいけない状況になっております。

森下委員とは、いつの時点か議論が出尽くした時点で、まとめの方向へ議会としてはもっていかんといかんなど、これは共通の認識です。私はいまだに変わりません。ただ、先ほども言いましたように、いまだにですね、その肝心のなぜ採用したかという答えがいまだに町長の口から出てこない。だから、委員長も同じ質問を今日においてもまだされておる、ここが森下委員と少し違うのは、やっぱり議論が出尽くした上で、その核心になる部分を町長が認められて、謝罪と自らの処分、これで一日でも早く終結を見いだしたらええなど、そういう気持ちで森下委員とお話をさせていただいたこと。

そして、堂々巡りになっておる中川町長の答弁においては、周辺の状況を見て判断せざるを得ないんじゃないかという森下委員の意見ももつともです。しかし、刑事訴追におそれがあるから証言ができない、事実をお話しすることはできないというのも、町長の答弁の選択肢の一つではなかろうかと思えます。それを申し述べさせていただいて、皆さんの御判断をいただきたいと思います。委員長、ありがとう

ございました。

- 委員長（新澤良文君） 要するに、もう町長、覚えてないと言うてはんねんから、町民には全然説明も納得も理解もいただけないけども、議会はもうええんちゃうかと思ってはります。6人組でそない思っはるということやねんけども。6人組っておっしゃいますけども、僕はその6人組、こんなこと、これはもう全協のときに話しますわ。こんなあまり生々しい話をユーチューブに流すのも何やと思うんであれですけども、もうちょっとちゃんとしましょうよ、ほんまに。いいですか。

新澤委員、手を挙げてたんですが、いいですか。

新澤委員。

- 8番（新澤明美君） 今ちょっと急に。さっき何を言うか、言おうと思ってのと、今ちょっと忘れたんですけど、すみません。

ここは百条調査の中で、事実関係を確認するというところでやってまいりました。これまでの証言に基づいて今、事実確認をして、一つ一つ精査をしています。この中で、実際にやってきたことに対して、悪いやないかと、いいやないかという判断をする今は場ではないと思うんです。今は。

- 委員長（新澤良文君） 例えば、具体的にどの部分をおっしゃっているんですか。例えば、どの部分でおっしゃったんですか。いいとか悪いとか言うてるの。

- 8番（新澤明美君） 今、町長に、まあ言うたら、そんなことやからも信じられへんといろいろ言っておられましたけれども、私も実際、そういうふうにはっきりと覚えてないというぐらい、ワクチンに対して執念を持って対応してこなかったんだなということを感じてます。そういうワクチンに対する対応は、本当に残念だなとすごく思ってます。でも今ここで尋問をしているのは、議員や議員側から自分の意見を言う場じゃないんですよ。今、事実確認をするところやから、まず事実確認に終始してほしいんですよ。お願いします。

- 委員長（新澤良文君） だったら下がってください。自分の言う場じゃないんであれば。

- 8番（新澤明美君） それを、ずっとそうやって委員長は自分の意見だけを言ってくる。お願いしたいんです。

- 委員長（新澤良文君） いいえ、僕は自分の意見を言ってるんじゃないしに。

- 8番（新澤明美君） 私は、最終的に本当にそうやって何も覚えてないということに対して、議会としてどう判断するかということは、それはまた重大な判断やと思ってるんです。

- 委員長（新澤良文君） 6人組はもう決めてるんでしょ。
- 8番（新澤明美君） 決めてません、そんな。
- 委員長（新澤良文君） 言うてたやん、森下委員が。6人組でもう決めたいうて。
- 8番（新澤明美君） そんなこと言うてへん。
- 委員長（新澤良文君） 話した言うてたじゃないですか。6人組の話を受けて言ったって言うてたじゃないですか。
- 8番（新澤明美君） 学習会をしています、私たちは。これについてもいろいろやっています。黙っててください。人がしゃべってるんやから。

だから、それぞれの証言がどうやったかということを実際に精査する中で、あと本当に一致してない証言もある。この点についてはどうやって調べたらいいんかということも考えながらきました。だから実際のところ、いや、これでもほんまに町長に一番責任があるなと、本当に重いなとみんな思っています。その責任はどうやって果たしてもらうかは、町長が最終的に決めることやと思っています。ええ、思っています。それぞれみんな6人で、それぞれが一致しているわけでは全然ないです。責任が重いと、どういうとり方をしたらいいかということは、町長自身がまず自分で考えること。でも、最終的に私たちがそれは考えなくてはいけないことが起きるかもしれません。でも今、6人で一致するとか。

- 委員長（新澤良文君） まあまあ聞きなさいよ。
- 8番（新澤明美君） 6人の学習会がどうのこうのなんてここで追及されることじゃないんです。
- 委員長（新澤良文君） いや、そっちが悪いんでしょう。
- 8番（新澤明美君） そっちはですよ。今は事実関係をしっかりして行って、そこで明らかになってないことについてきちっとしていくことで、それに対して意見を言う場じゃないということを確認してください。よろしくお願いします。
- 委員長（新澤良文君） いいですか、はい、分かりました。どうぞお下がりください。お下がりください。
- 8番（新澤明美君） よろしく申し上げます。同じことばかり聞かんといてください。
- 委員長（新澤良文君） はい、お下がりください。

森下委員の発言の中で、6人で話し合っって町長のところに、その6人の中でいろんな意見はあったけども、6人組の中で話し合っって、その代表で町長のところへ行ったっておっしゃってたんで、そういうふうに話はさせていただきました。

- 8 番（新澤明美君） 違います。
- 委員長（新澤良文君） いや、言うとしたやん、さっき。
- 8 番（新澤明美君） そういう意味じゃない。
- 委員長（新澤良文君） 言うとしたやん、議事録とったらええやんか。
- 8 番（新澤明美君） いや、違う。
- 委員長（新澤良文君） だからええやん。

それで、議会としたら、普通は百条委員会等々、こういう重い委員会をした場合は、議会としてこの行政に対して、町長に対して、どうしなさい、こうしなさい、こうしなさいというような姿勢は出さなければいけない。それが辞職勧告なのか、不信任なのかということも含めて、これはどこの議会でもそうですよ。高取町議会はきちんとした民主主義を大事にするような議会なんで、その辺は常識の範囲内で判断していただけたらと思いますけど、それを 6 人組、それやったらもっと質問したらいいんですよ。何や議事録精査してきて意見がどうこうって、誰も質問しないじゃないですか。はよやって、はよ終わらせたいからかどうなんか知らへんけども、誰も質問しないじゃないですか。議事録見てきた中で、質問しようって手を挙げて質問したとき言った、何を質問しようか忘れたみたいなことをおっしゃるし。何をおっしゃるんですか。

- 8 番（新澤明美君） はい、言おうか。
- 委員長（新澤良文君） 何ですか。言おうかじゃないやん。
- 8 番（新澤明美君） 一言だけ。マイクを持ったまま、どんどんどん趣旨から外れていくような質問を何時間も何時間も委員長がされて、実際のところ同じ質問が繰り返される中、あと一致してないところはどこかというところは本当に少しになってきているのではないかと私たちはまとめ上げてきております。
- 委員長（新澤良文君） 私たちって誰ですか。
- 8 番（新澤明美君） はい、6 人でそういうふうに検討をしています。
- 委員長（新澤良文君） はいはい、僕は弁護士の先生と相談してきています。
- 8 番（新澤明美君） 結構です、それで。それで結構です、個人的なことなんでね。
- 委員長（新澤良文君） だから今言うてるのは、6 人でチェックしてきてるんでしよう。違うところはあるんでしょう。それ質問したらいいじゃないですか。
- 8 番（新澤明美君） だから、それについては、あなたが何回ももうしてるから。
- 委員長（新澤良文君） あなたって誰。
- 8 番（新澤明美君） 委員長が何回もしてるから、こちらが質問をしなくてもいい

状況もあるんですよ。だから、もう結構です。今、もうあなたのことに対してしゃべるといふことはございません。

○委員長（新澤良文君） あなたって誰ですか。退場させますよ。

○8番（新澤明美君） 委員長です。失礼しました。

○委員長（新澤良文君） 人を小ばかにするように、あなたってというような言い方はやめときなさいよ、新澤委員。

○8番（新澤明美君） それやったら出ていけって言わんといてくださいね。

○委員長（新澤良文君） いや、退場してもらいますよ、不適切発言をしたら。当たり前ですよ、地方自治法であるんですよ。読み上げましょうか、地方自治法を。僕は地方自治法にのっとってやっとなですよ。議会議員の場外乱闘、これもう赤っ恥ですよ、これ全世界に配信して。僕は何ぼ笑われても、そこでまた修正したらええと思うんやけども。

ほかに中川証人に聞くことはないですか。

（「なし」の声起こる。）

○委員長（新澤良文君） では、これをもちまして、本日の委員会を閉じさせていただきます。

お諮りいたします。

審査中の事件について、閉会中の継続調査とすることに御異議はございませんか。

（「異議なし」の声起こる。）

○委員長（新澤良文君） 異議なしと認めます。

したがって、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

本日予定しておりました日程は全て終了しましたので、これをもちましてこの議会は閉じさせていただきます。

次回は2月15日、午前10時から開催させていただきます。

午後 2時03分 終了